

ICHISHIN REPORT 2021

一関信用金庫の現況

2020年4月1日～2021年3月31日



一関信用金庫



当金庫本店 冬の栗駒山（須川岳）を背景にして
（株式会社一関プリント社取締役 菅野健二様 提供）

【本誌の表紙について】

くりと いっぺい
「栗登一平」の風景を当金庫のロゴマークで形どってあります。

※「栗登一平」とは、岩手県、宮城県の県際に位置する3市1町（栗原市、登米市、一関市、平泉町）を指します。当金庫はすべての市町に営業店を構えており、私たちの地元です。



- ①ハスが咲き誇る伊豆沼（登米市、栗原市）
- ②折壁地内から見る室根山（一関市）
- ③束稲山からの平泉（平泉町）
- ④長崎の水車（栗原市）

Contents

- ごあいさつ
- 3 基本理念
- 4 一関信用金庫と地域社会
- 5 事業の概況
- 6 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況
- 10 金融円滑化の取組
- 11 お客様満足度（CS）向上の取組
- 12 コーポレート・ガバナンス態勢
- 13 金庫の概況及び組織
- 14 役職員の報酬等
- 15 主要な事業の内容
- 16 総代会について
- 19 一関信用金庫のあゆみ（沿革）
- 20 法令等遵守態勢（コンプライアンス態勢）
- 21 顧客保護等管理態勢
- 24 リスク管理態勢
- 28 信金中央金庫～信用金庫のセントラルバンク～のご案内
- 29 営業店・ATMのご案内
- 32 主な取扱商品等のご案内
- 34 各種手数料のご案内
- 36 資料編
- 54 用語解説集
- 56 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧
- 56 金融庁告示で定める開示項目一覧

ごあいさつ



一関信用金庫 理事長

千葉 一郎

平素より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。当金庫第72期の事業概況と決算の状況を謹んでご報告させていただきます。

昨年度の国内経済は、年明けから新型コロナウイルス感染症の影響が広がり、国内外ともに厳しい局面に陥りました。地元経済は観光業などの需要が冷え込み、流行収束の見通しを含め先行きの不透明感が強まっています。

このような現況を踏まえ、当金庫は地域に必要とされる金融機関であり続けることを目指し、経営方針である「三現主義」の深化を目指しました。

三現主義とは、地域経済の「現実」を把握し、お客様と接する窓口、渉外係である「現場」が適切な対応を図ること。そして、お客様ニーズに対応した商品サービスをご提供する「現品」の改善を徹底することです。

このように当金庫では、本業支援および現場力の強化を主眼として営業活動を展開して参りました。

その結果、成長性につきましては預金残高233,423百万円（前期比16,197百万円、7.45%増加）、貸出金残高100,405百万円（前期比6,560百万円、6.99%増加）と総体的に増加いたしました。

また収益性につきましては、本業の利益である業務純益が389百万円（前期比87百万円増加）、当期純利益におきましては320百万円（前期比128百万円増加）を確保いたしました。

さらに健全性につきましては、自己資本比率は10.59%と国内外の基準を大きく上回る水準となり、不良債権比率も1.19%と健全経営を維持しております。

私たちの仕事はお客様からの信頼性の礎（信用金庫の経営が信頼できること、信用金庫の仕事が信頼できること、信用金庫の人間が信頼できること）の上に成り立っていることを再認識し、地域発展のために全力を傾けて参ります。

今後とも、皆様と共に地域の未来創造に向かって役職員一同努力する所存でございますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

基本理念

経営理念

1. 所期奉公（社会貢献）
2. 処事公明（コンプライアンスとオープンな経営）
3. 浮利不追（社会的妥当性の判断）
4. 裾野金融（弱者支援）

基本方針

1. 金融システムを通じて地域に円滑な資金供給を行い、金融サービスを通して地域経済の繁栄に寄与する。
2. 金融環境の変化に適応できる内部管理体制を構築し、事業を継続し続け、地域社会の安寧秩序を守る役割を果たす。
3. 役職員の幸せを通して、地域社会の繁栄と幸福に貢献し、堅実、健全な経営を行う。

クレド（行動指針）

1. 私たちは、地域社会の繁栄と幸福のために、金融業務を通じて何が出来るかを常に考え、お客様に喜ばれる金融サービスを実践します。
2. 私たちは、常にお客様に対して感謝の気持ちを持って接し、「ありがとうございます」「おかげさまで」という気持ちを、言葉と行動で示します。
3. 私たちは、互いに助け合い、戒めあい、活気ある明るい職場を作ります。

金庫概要 〈2021年3月31日現在〉

創 立	昭和三十二年七月十六日
本 店	岩手県一関市幸町五番五号
会 員 数	17,076名
出 資 金	7億4千1百万円
預 金 残 高	2,334億円
貸 出 金 残 高	1,004億円
店 舗 数	16店舗
店 舗 外 ATM	9ヵ所
営 業 区 域	岩手県一関市 奥州市・大船渡市 陸前高田市・胆沢郡 西磐井郡・気仙郡 宮城県気仙沼市（旧本吉町を除く） 栗原市・登米市

シンボルマークについて

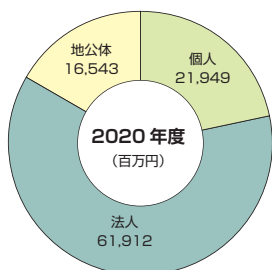


地域の皆様とより良い関係であるために、「母」のイメージをデザイン化しました。中央に一関信金の頭文字であるアルファベットのiを配置し安定感を、iより生まれる2つのハートの形は母鳥の翼をモチーフに、やさしさ・包容力・安心感を表現いたしました。色彩は一関信金のテーマカラーであるブルーを基調に、テーマに沿ったカラーが配色されています。

お客様の幸せと地域の発展が私達の願いです。

『いつも近くに』一関信用金庫は地域の皆様とともに歩み続けます。

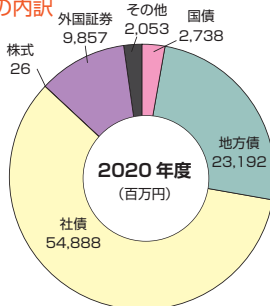
貸出金人格別内訳



貸出金 1,004 億円

当金庫では、お預け入れいただいた預金積金を、ご融資という形で地域社会・経済へ還元しております。
(詳しい内容は45ページをご覧ください)

有価証券の内訳



有価証券 927 億円

当金庫では、お客様からお預け入れいただいた預金積金を、ご融資のほかに、有価証券による運用も行っております。
(詳しい内容は46ページをご覧ください)

取引先へのご支援等

経営に関するさまざまなご相談、情報提供、さらに企業の再生・再建に向けた取組にいたるまでご支援を行っております。

文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会の一員として、文化講演会の開催や各種イベントに協力するなど、“地域とのふれあい”を大切にし、積極的に活動しております。

預け金 485 億円

市場運用

支援サービス

地域貢献活動

お客様／会員

会員数 17,076名

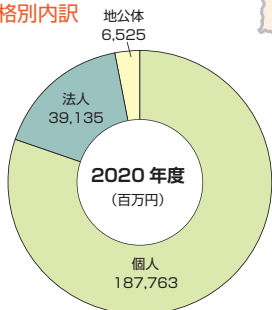
一関信用金庫

常勤役職員 202名
店舗 16店舗

預金積金 2,334 億円

当金庫では、地域のお客様の目的に応じてお選びいただけますよう、預金商品を各種取り揃え、着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくとともに、円滑な決済サービスを行っております。

預金積金人格別内訳



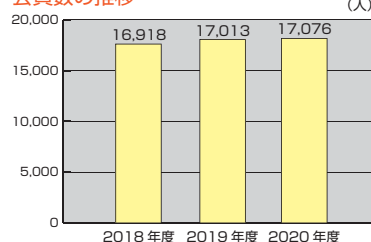
預金・積金

出資金

普通出資金 7.4 億円

出資に対する配当金 : 年2% (2020年度実績)

会員数の推移



事業の概要

当金庫営業地域の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が広がり、国内外ともに厳しい局面に陥りました。地元経済は観光業などの需要が冷え込み、流行収束の見通しを含め先行きの不透明感が強まっています。

2020年度当金庫では、人口減少と少子高齢化が加速する中、未来永劫、地域に必要とされる金融機関であり続けることを目指し、「三現主義の徹底」「内なる協同組織と相互扶助の態勢強化」「形式から実質への転換」を経営方針とした中期経営計画「三現主義 2022」（2019年度～2021年度）に則り、(1)「顧客本位及び地域密着型金融推進の深化」(2)「収益の安定化」(3)「組織力の向上」に取り組みました。

預金積金

2021年3月期の預金残高は、定期性預金は相続などにより減少しましたが、要求払性預金は給与や年金振込口座の推進のほか、新型コロナウイルス感染症関連の給付金などにより法人預金、個人預金ともに増加したことから、残高は全体で前期比16,197百万円増加の233,423百万円となりました。

貸出金

2021年3月期の貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費資金需要の低迷により、個人消費資金は減少となったものの、新型コロナ感染症関連資金を中心とした資金需要に積極的に対応した結果、事業資金は増加しました。また、地方公共団体向け貸出にも取り組み、残高は全体で前期比6,560百万円増加の100,405百万円となりました。

有価証券等余資運用

日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策が継続され、市場金利が低位に推移したことから、機動的に事業債や外国証券を購入し、収益確保に努めました。有価証券残高は、前期比8,589百万円増加の92,757百万円となり、預け金残高は前期比1,598百万円増加の48,557百万円となりました。

収益・自己資本

貸出金等の利回りの低下に伴い資金運用収益が減少した一方で、国債等債券売却益を含むその他業務収益が増加となりました。また、償却債権取立益による臨時収益が増加したことから、経常収益は、前期比39百万円増加の2,806百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損を含むその他業務費用が増加したものの経費および個別貸倒引当金繰入額を含む臨時費用が減少したことから、前期比122百万円減少の2,420百万円となりました。

結果、経常利益は前期比161百万円増加の385百万円、税引前当期純利益は403百万円、当期純利益は320百万円となりました。

健全性を示す指標である自己資本比率は10.59%であり、健全な経営を維持しております。

当金庫が対処すべき課題

地域では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済収縮の影響に加え、事業承継の問題が深刻化しております。アフターコロナ、ウィズコロナにおける顧客本業支援等、金融面に留まらない課題解決支援こそが地域金融機関である当金庫の果たすべき使命と考えております。

当金庫では、引き続き行政や関係団体との連携を強化しながら、顧客本位の業務運営に役職員一丸となって取り組んで参ります。

主要な経営指標の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	(百万円)	2,868	2,911	2,920	2,767	2,806
経常利益	(百万円)	270	406	441	224	385
当期純利益(△は当期純損失)	(百万円)	236	232	325	191	320
出資総額	(百万円)	646	737	743	740	741
出資総口数	(千口)	1,292	1,474	1,487	1,480	1,483
純資産額	(百万円)	12,249	12,269	12,768	12,505	12,840
総資産額	(百万円)	219,781	223,093	227,261	230,674	247,341
預金積金残高	(百万円)	206,653	209,959	213,479	217,226	233,423
貸出金残高	(百万円)	84,893	81,781	89,767	93,844	100,405
有価証券残高	(百万円)	76,503	79,818	82,918	84,168	92,757
単体自己資本比率	(%)	12.80	12.19	11.38	10.80	10.59
出資に対する配当金(出資1口当たり)	(円)	10	10	10	10	10
役員数	(人)	12	11	12	12	11
うち常勤役員数	(人)	8	8	8	8	7
職員数	(人)	221	209	199	195	195
会員数	(人)	16,958	16,852	16,918	17,013	17,076

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 ～金融仲介機能の発揮状況～

お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮
外部専門家・外部機関等との連携への取組

中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

平成 29 年 4 月	税理士法人山田&パートナーズ㈱と包括業務提携締結 一関商工会議所と「中小企業の経営支援に関する連携協定」締結
平成 29 年 5 月	国土交通省と「建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定」締結
平成 29 年 6 月	岩手県事業引継ぎ支援センターと「企業提携の斡旋に関する契約」締結 公益財団法人みやぎ産業復興機構と「企業提携の斡旋に関する契約」締結
平成 29 年 7 月	東京中小企業投資育成㈱と「業務提携に関する協定書」締結 ㈱ローソンと「ビジネスマッチング契約」締結 ㈱ファミリーマートと「ビジネスマッチング契約」締結 宮城県農業信用基金協会と「債務保証契約業務委託契約」締結
平成 29 年 8 月	TKC 東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」締結
平成 29 年 12 月	㈱トランビと「ビジネスマッチング契約」締結
平成 30 年 5 月	㈱TMC 経営支援センターと「ビジネスマッチング契約」締結
平成 30 年 10 月	緊急コロナ対策「いちしん Biz マッチング」取扱い開始 一関商工会議所と連携し MSA 情報バンク「i (アイ)・マッチ」開設
令和元年 11 月	株式会社エフアンドエム及びリコージャパン株式会社とビジネス マッチング契約締結
令和 2 年 4 月	登米中央商工会と「中小企業の経営支援に関する連携協定」締結
令和 2 年 7 月	
令和 2 年 9 月	
令和 3 年 3 月	

主な取組

- モニタリング資料等作成支援
・1先
- モニタリング会議の実施による関係支援機関との
情報共有
・10先
- 外部機関と連携したモニタリング会議の開催
・岩手県産業復興相談センター 2先
- 信用保証協会と連携した専門家派遣事業の実施
・1先

金融仲介機能のベンチマーク (2021年3月末)

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を
支援した先数 (単位:社)

2020年度	2019年度
7	5

ライフステージ等に対応した最適なソリューションの提案支援への取組

創業・新事業開拓の支援

日常的な活動の中から創業・新事業開拓ニーズを捉え、計画書作成や補助金制度紹介などを行っています。

金融仲介機能のベンチマーク (2021年3月末)

当金庫が関与した創業、第二創業の件数 (単位:件)

	創業件数	第二創業件数
2020年度	21	0
2019年度	30	2

創業支援先数 (支援内訳別) (単位:社)

	創業計画の 策定支援	創業期の取引先 への融資	政府系金融機関や創 業支援機関の紹介	ベンチャー企業への 助成金・融資・投資
2020年度	18	プロパー 4 信用保証付 17	0	0
2019年度	32	プロパー 14 信用保証付 18	0	0

※保証協会付には信金中央金庫代理貸付を含みます。

成長段階における支援

お取引先の更なる飛躍実現に向け、ビジネスマッチングによる新たな販路の獲得等の支援に取り組んでいます。

販路開拓支援

業界団体等との連携によるビジネスマッチングにお取引先企業を紹介し、販路開拓支援に努めています。

- ◆(一社) 東北地区信用金庫協会主催「ビジネスマッチ東北2021春」(令和3年3月10日開催) お取引先企業6社が出演しました。



- ◆コロナ禍で対面ビジネスが停滞するなか地域事業者の本業支援を図るべく、城南信用金庫「よい仕事おこしネットワーク」を活用した全国への販路拡大等信用金庫のネットワーク等を生かした非対面のビジネスマッチングの取組を行いました。



写真:大林製薬㈱「ふわ mochi (もち)」

金融仲介機能のベンチマーク (2021年3月末)

販路開拓支援を行った先数 (地元・地元外・海外別) (単位:社)

	地 元	地元外	海 外
2020年度	13	11	0
2019年度	0	26	0

起業家支援の取組



- ◆岩手県内での起業促進と企業家育成を目的として産学官金連携による企業支援拠点として令和2年9月に開設された「岩手イノベーションベース」に参画しました。

出所:「岩手イノベーションベース」ホームページ

低迷期・再生期（経営改善、事業再生、事業承継等）の支援

お取引先の課題解決に向けて、お取引先の立場に立った最適なご提案に努めています。

金融仲介機能のベンチマーク (2021年3月末)

事業再生支援先における DES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額 (単位：社、億円)

	先数	実施金額
2020年度	0	0
2019年度	0	0

中小企業に対する経営人材・経営サポート人材・専門人材の紹介数 (単位：人)

	紹介数
2020年度	8
2019年度	5

事業承継への取組



◆[中小企業の経営支援に関する連携協定]に基づき、一関商工会議所内に設置された中小企業支援室に当金庫の中小企業診断士を経営支援アドバイザーとして派遣し、事業承継を中心とした多岐にわたる経営面の課題に関して必要なアドバイスをしております。
2020年度は MSA 情報バンク「(アイ)・マッチ」を開設し地域事業者間の MSA の促進を図り、実績として事業譲渡 1 件が成約となりました。今後も地域の面的支援を目指し地域支援機関等と積極的な連携をいたします。

外部専門家を活用した顧客サポート



◆中小企業基盤整備機構と連携し外部専門家による経営相談会を開催し、取引先の経営課題解決に資するアドバイスをいたしました。

事業価値の見極めと経営課題の発見・把握に向けた目利き能力の向上への取組

当金庫では、企業の事業内容や成長可能性・持続可能性を適切に評価（「事業性評価」といいます。）することで、担保・保証に必要以上に依存しない円滑な資金供給や、コンサルティング機能を発揮し、地域企業や産業の成長支援に取り組んでいます。

◆決算書上では把握できない真の企業価値を見極め、動産や債権の動きを通じて商流を把握する ABL（動産・売掛債権担保融資）をお取引先 9 先に対し取り組み、うち 1 先は商品在庫を担保とした取組を、岩手県信用保証協会と連携し行いました。

◆お取引先の本業支援や事業価値を見極める目利き能力の向上に向けた研修等を実施し、コンサルティング機能発揮に向けた人材育成に継続して取り組んでいます。



金融仲介機能のベンチマーク (2021年3月末)

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高 (単位：社、億円)

	先数	融資残高
2020年度	54	46
2019年度	81	53

上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合

	先数	融資残高
2020年度	3.6%	8.4%
2019年度	5.8%	11.1%

経営改善支援の取組実績

【2020年4月～2021年3月】

[単位：先数]

(%)

	A	α	うち経営改善支援取組先数				α/A	β/α	δ/α
			αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数						
			αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数						
			αのうち再生計画を策定している全先数						
初期債務者数		β	γ	δ					
正常先	① 1,438	0	0	0	0	0.0%	—	—	
要注意先	— 443	12	0	12	12	2.7%	0.0%	100.0%	
うちその他要注意先	② 441	12	0	12	12	2.7%	0.0%	100.0%	
うち要管理先	③ 2	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻懸念先	④ 35	2	0	2	2	5.7%	0.0%	100.0%	
実質破綻先	⑤ 21	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先	⑥ 2	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	501	14	0	14	14	2.8%	0.0%	100.0%	
合計	1,939	14	0	14	14	0.7%	0.0%	100.0%	

(注)・ 初期債務者数及び債務者区分は2020年4月初時点で整理しています。
 ・ 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。
 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。
 ・ なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。
 ・ 初期の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が初期の債務者区分と異なっていたとしても）初期の債務者区分に従って整理しています。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・ αのうち再生計画を策定した先数δには、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、FCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した再生計画策定先を含みます。

地域の面的再生への積極的な参加
地域課題の解決に向けた取組 ～ SDGs の取組 ～

持続可能な社会の実現の向けて

岩手県内6信用金庫『SDGs 共同宣言』

岩手県内の6信用金庫（一関信用金庫、盛岡信用金庫、宮古信用金庫、北上信用金庫、花巻信用金庫、水沢信用金庫）は、令和2年6月15日に国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に賛同し、「SDGs 共同宣言」を公表いたしました。

今後も、SDGsの理念のもと信用金庫の機能と役割を発揮し、地域社会の繁栄に貢献することで持続可能な社会を実現するため、「経済」、「社会」、「環境」の各分野で岩手県内6信用金庫が連携して取り組んでまいります。



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

一般社団法人 希望のまち基金

給付型奨学金制度概要

- 募集対象者
 - 一関市、平泉町在住で、経済的理由等により通常の学校生活に支障を来す事情があり、高等学校入学を予定の地元愛を有する中学3年生。
- 奨学生
 - 毎年度5名程度
- 給付額
 - 月額30,000円
- 給付期間
 - 高等学校入学からの3年間（高校在学期間）
- 返還
 - 給付型

高等学校・高等専門学校卒業後に地元就職を希望する地元高校生への就学援助金を支給するとともに卒業後の就職を支援することにより、地域の将来を担う若者の地元定着の促進を目的としております。





新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一助として寄付金を寄贈
[一関市]



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一助として寄付金を寄贈
[栗原市]



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一助として寄付金を寄贈
[平泉町]



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一助として寄付金を寄贈
[登米市]



岩手県立一関清明支援学校の生徒さんに対する職場体験の実施



一関学院高校へ使用済み切手を寄贈



日本赤十字社による献血活動への参加



AED(自動体外式除細動器)研修会の実施



ハンドセット方式のATMを導入

※ハンドセットとは、電話型配列テンキー付きの受話器で目の不自由なお客さまや高齢のお客さまがご利用されやすいように、音声で操作手順をご案内するものです。



スロープ設置によるバリアフリー化



地域からの信頼維持に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に取り組みます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域のお客さまの経営相談、経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことが、最も重要な役割の一つであると認識しております。

よって、適切にリスク管理態勢の下、金融仲介機能に加え、コンサルティング機能を積極的に発揮していくため、「金融円滑化に係る基本方針」に則り、地域金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

【金融円滑化に係る基本方針】

- ① お客様の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）のお申込みに対しては、お客様の実態把握と資金使途、返済能力等の検討を十分行い、適切な審査を行ってまいります。
- ② 『経営者保証に関するガイドライン』（※）の趣旨を踏まえて、経営者等の個人保証に依存しないお借入の一層の促進を図るとともに、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理等をする場合は、本ガイドラインを尊重し、誠実に対応するよう努めてまいります。
- ③ お客様の要請に基づき、経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組に関する適切な支援を行うとともに、支援を行ったお客様に対する継続的なモニタリングを行ってまいります。
- ④ お客様の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）のお申込み、及び謝絶の際の説明については、お客様の知識、経験やこれまでの取引関係等を踏まえ、適切かつ十分に行います。
- ⑤ お客様からの与信取引に係るお問い合わせ、ご要望及び苦情相談には、真摯な姿勢で適切に対応いたします。
- ⑥ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要な施策を適切に行ってまいります。

※経営者等による個人保証に関する合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会と日本商工会議所が共同事務局）より公表されています。

【金融円滑化を図るための体制整備】

当金庫は、上記の取組を適切に実施するため、必要な体制整備を行っております。

- ① 金融円滑化推進管理部署の設置
金融の円滑化を図るための管理体制の実効性を確保するため、融資審査部を『主管部署』に定め金融円滑化の推進管理を図ってまいります。『主管部署』は金融円滑化管理の状況に関する報告や調査結果に基づき、関連部署や営業店のモニタリングを行い金融円滑化への取組について分析、検討を行ってまいります。
- ② 金融円滑化管理責任者の配置
適切な金融円滑化を図り、その実効性を確保するため、主管部署の担当理事を『金融円滑化管理責任者』に任命しております。『金融円滑化管理責任者』は、適切な金融円滑化を図るための必要な体制整備を行い、取組状況等の分析、調査結果をもとに、随時関連部署や営業店と連携し、お客様保護を図るための取組を行います。
- ③ 金融円滑化に関するご相談窓口の設置
当金庫の各営業店では、金融の円滑化を図るため『金融円滑化相談窓口』を設置し、各営業店長を責任者として任命し、お客様のお問い合わせ、ご要望、苦情相談等に対し真摯に対応させていただき体制を整えております。また、主管部署においても、金融円滑化に関するご意見、苦情等のお申出に真摯に対応させていただき体制を整えております。
- ④ コンサルティング機能の発揮を支えるノウハウの蓄積・人材の育成
コンサルティング機能の発揮を支えるための金融手法や知識等のノウハウを持つ人材の育成に努めるとともに、そうしたノウハウについて金庫全体で共有化を図るための取組を行ってまいります。

【他の金融機関等との緊密な連携】

当金庫は、複数の金融機関からお借入をされているお客様から、貸付の条件変更等の申出があった場合等、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた際には、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得た上で、これらの関係機関と情報の確認、照会を行う等、緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

【2020年4月～2021年3月】

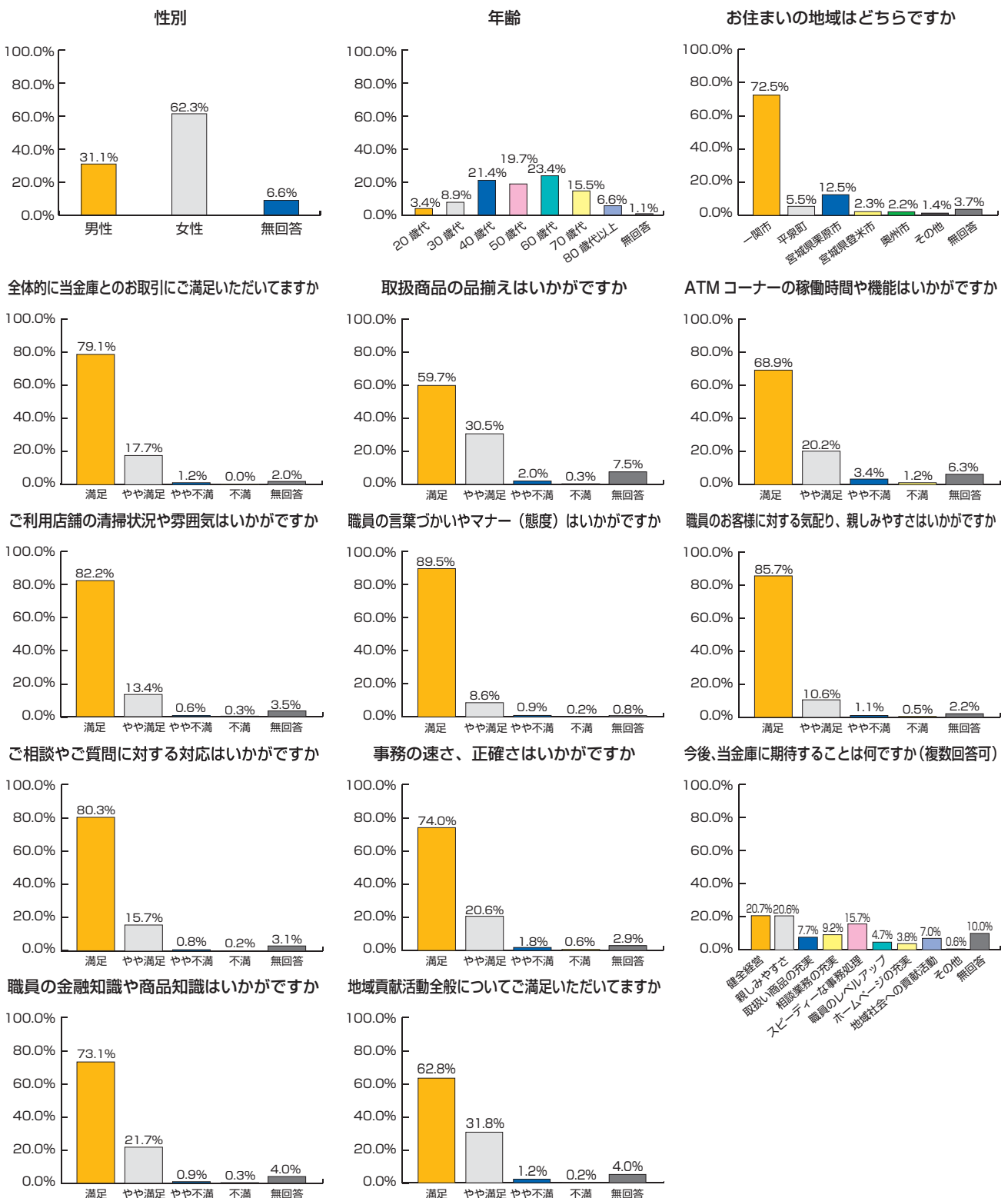
新規に無保証で融資した件数	831件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	45.60%
保証契約を解除した件数	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

お客様満足度（CS）向上の取組

お客様満足度調査の実施

当金庫では、お客様満足度（CS = Customer Satisfaction）の向上とおお客様の利便性向上を目指して、お客様満足度調査を実施しています。調査の結果やいただいたご意見を日常の業務に反映させております。

● 調査日	2021年1月18日～2021年2月26日
● アンケート対象	当金庫利用者
● アンケート配布数（回収率）	総配布数 800件 【回収率 81.2%】
● 実施方法	窓口及び渉外訪問先にて配布し、記入後に回収



コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、地域から信頼され続ける金融機関であるために、経営者等の責任の明確化と内部及び外部牽制体制により、コーポレート・ガバナンス態勢の強化に努めています。

■総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を有しておりますが、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

■理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、毎月1回開催し、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督しております。

■理事

理事は、独立性を確保するとともに各理事間の相互牽制を励行しております。

■監事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算書類の確認等を行っております。

■会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士といった外部の専門家を活用し、会計処理、コンプライアンス、リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに随時アドバイスも受けております。

■内部監査態勢

監事会直轄の部署（監査部）において、当金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果に基づく評価、問題点の改善方法の提言等を行っております。

■各種委員会

主な委員会は次のとおりです。

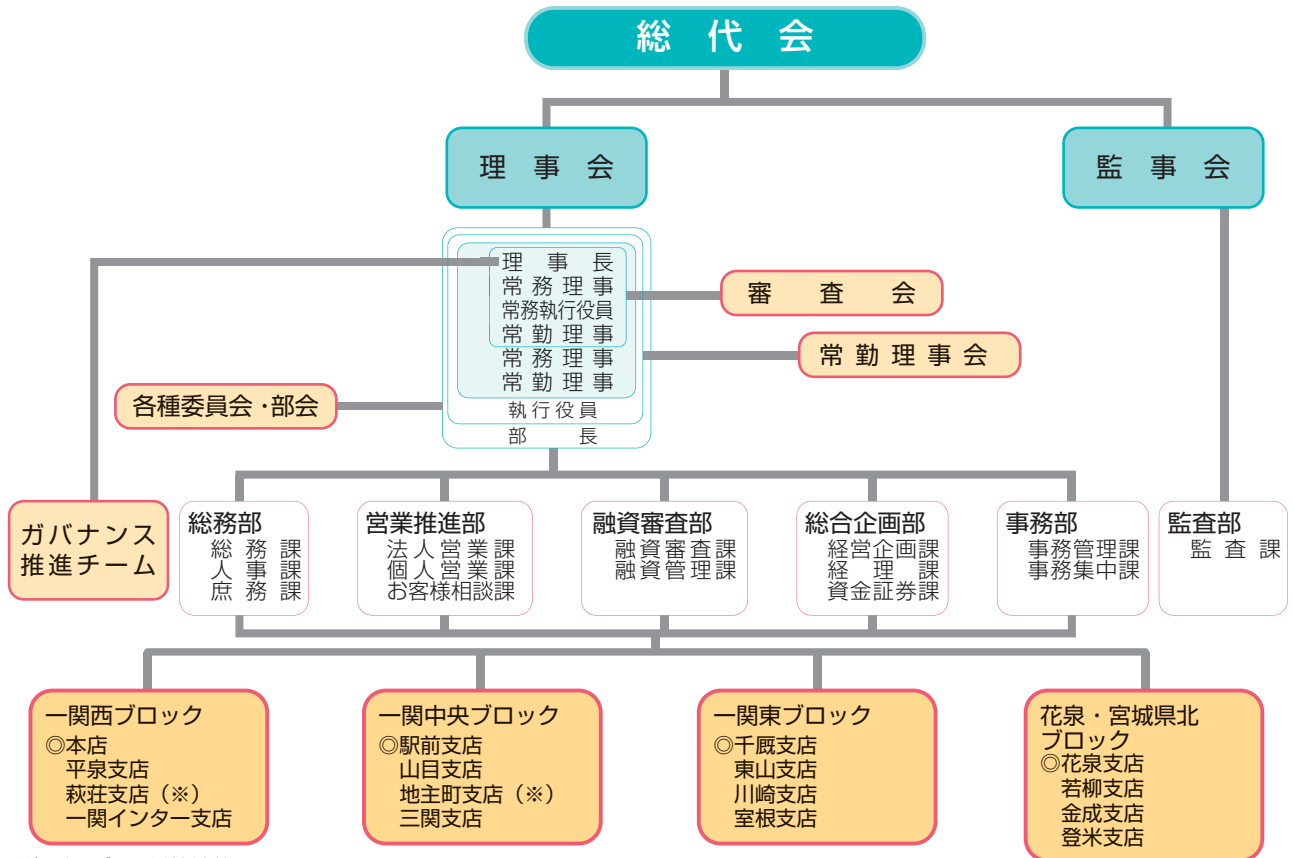
ALM委員会

常勤理事会の参与機関として、経営環境の変化により発生する信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク等を統合的にコントロールするとともに資産・負債の統合的管理により収益性・健全性の向上に向け、協議等を行っております。

コンプライアンス委員会

当金庫における「コンプライアンスに関する諸問題」を把握・管理し、発生した諸問題の適切かつ迅速な解決及び防止策を検討し、常勤理事会に報告と提言等を行っております。

事業の組織図



注)◎印はブロック統括店舗
 (※)はサテライト店舗

理事及び監事の氏名及び役職名

名 称	一関信用金庫			
所 在 地	〒021-0024 岩手県一関市幸町5番5号 ☎0191-23-6111(代)			
創 立	昭和23年7月16日			
出 資 金	741百万円(2021年3月31日現在)			
代 表 者	理 事 長(代表理事) 千葉 一郎			
役 員	常務理事(代表理事)	氷室 勝彦	常務理事(代表理事)	佐藤 一也
	常勤理事常務執行役員	菅原 一由	常勤理事	三浦 喜博
	常勤理事	小野寺修一	理 事	佐々木一男 ^(※1)
	理 事	藤堂 隆則 ^(※1)	常勤監事	伊藤 栄
	監 事	山崎 正敏 ^(※2)	監 事	鈴木 高保
				(2021年7月1日現在)

※1 理事 佐々木 一男、理事 藤堂 隆則は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 山崎 正敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

役職員の報酬等

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位、成果等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	99

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」87百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者はいませんでした。

主要な事業の内容

1 預金及び定期積金の受入れ

2 資金の貸付け及び手形の割引

3 為替取引

4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務 その他の業務

- (1)債務の保証又は手形の引受け
- (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)及び(8)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
- (3)有価証券の貸付け
- (4)国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6)特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債の募集の取扱い
- (7)短期社債等の取得又は譲渡
- (8)有価証券の私募の取扱い
- (9)次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会	全国漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構	地方住宅供給公社
一般社団法人しんきん保証基金	一般財団法人建設業振興基金
一般社団法人全国石油協会	公益財団法人不動産流通推進センター
独立行政法人福祉医療機構	東日本建設業保証株式会社
- (10)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (11)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
- (12)国・地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (13)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (14)振替業
- (15)両替
- (16)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(10)において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (17)金融等デリバティブ取引((5)及び(16)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (18)金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(金融先物取引等の受託業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- (19)金の取扱い

5 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務 (上記4により行う業務を除く。)

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (4)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

総代会について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数（2021年6月18日現在）

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定年は、満80歳に達した以降に到来する7月31日、又は7期21年の重任限度とし、いずれかの早く到達した時点とする。
- ・総代の定数は、81人以上110人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められており、現在の定数は100人で、総代数は98人です。会員数は17,207人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催の上、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

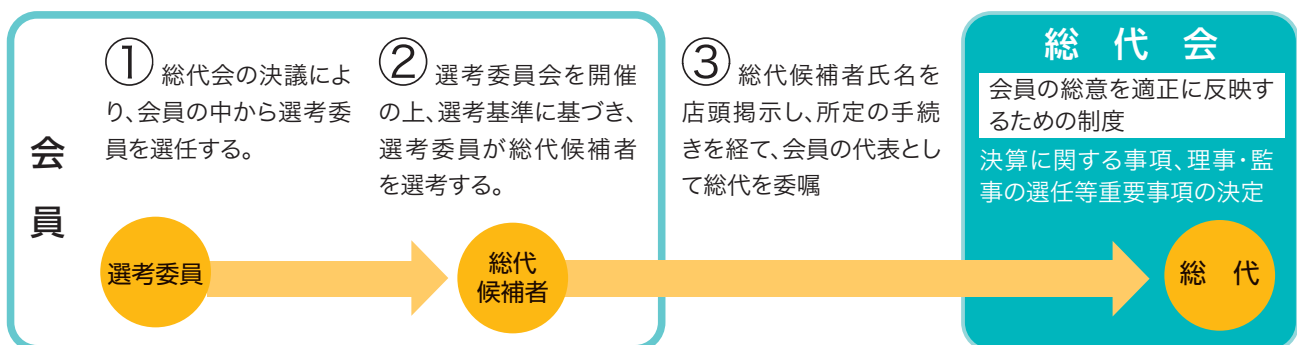
なお、総代候補者の選考に際しては、当金庫の会員のうち、

- ・総代して相応しい見識を有している方
 - ・良識をもって正しい判断ができる方
 - ・人格にすぐれ、当金庫の業績発展に寄与できる方
 - ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方
- 等を基準としております。

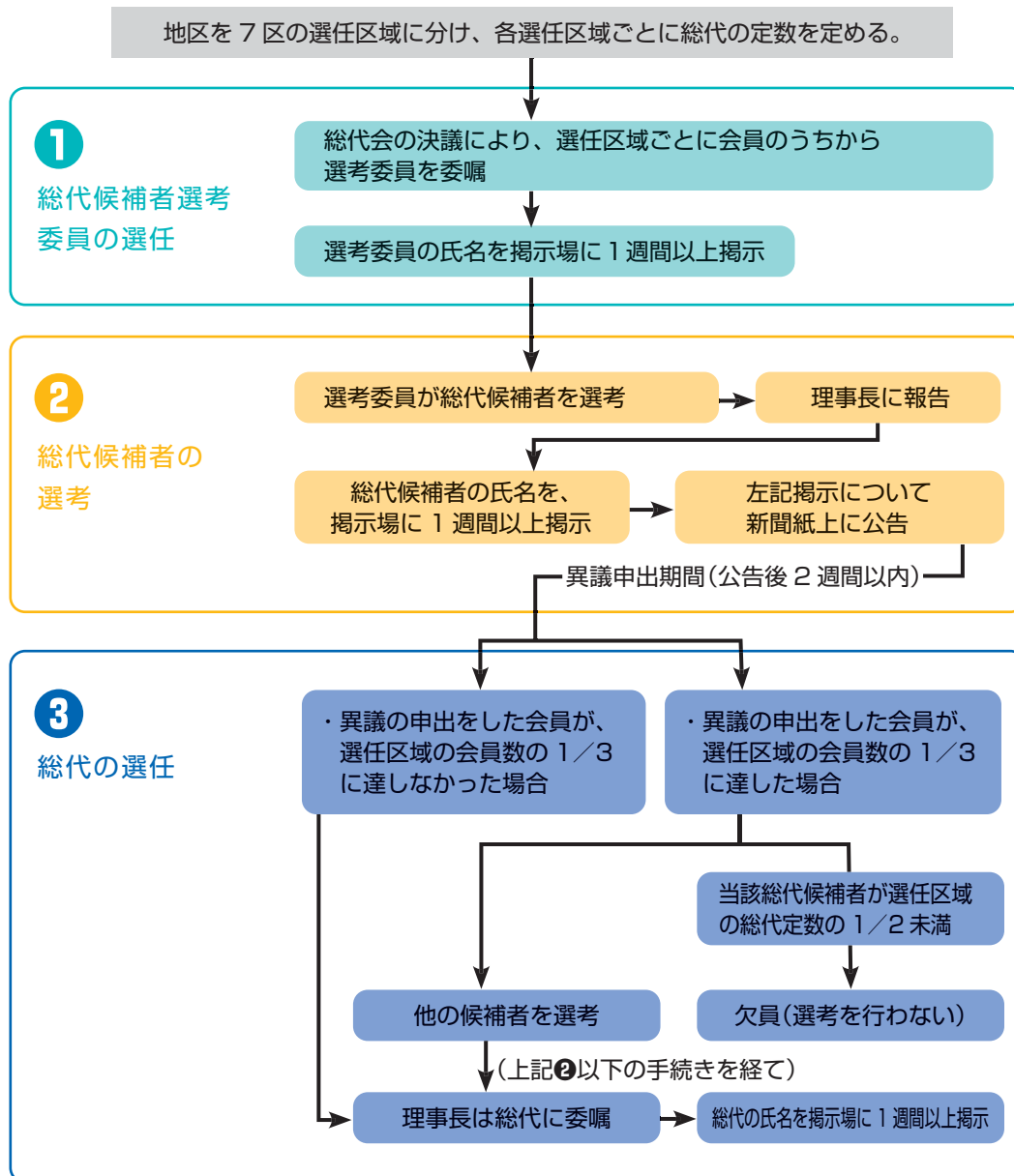
(3) 総代選考のながれ＜当金庫「総代選任規程」に基づく＞

(4) 総代のご退任は、法定脱退事由のほか、ご退任のお申し出があった場合となります。

(5) 総代を対象として事業内容・決算内容等の説明会を開催しておりますが、その際、経営に関するご意見・ご要望をお聞きし、業務に適切に反映するよう努めております。また、ご意見・ご要望につきましては、総代会にて公表しております。



●総代が選任されるまでの手続きについて



総代会の決議事項等

2021年6月18日、一関市幸町5番5号、当金庫本店において第72期通常総代会を開催し、次の事項について報告並びに付議いたしました。

(1) 報告事項

- 監査報告
- 第72期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第3号議案 所在不明会員の除名の件及び出資証券のペーパーレス化実施報告

※以上の議案について、原案のとおり承認可決されました。



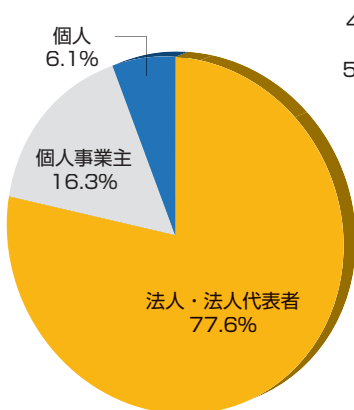
総代の氏名

区	定数	氏名	区 域
1	23	阿部新一④・伊藤達朗⑧・尾形善美⑤・小野寺眞利⑦ 熊谷茂④・金野幸造⑤・佐々木一榮①・佐藤幸一③ 佐藤孝一②・佐藤正彦⑤・佐藤航②・篠原弘子① 清水健④・菅原勇⑤・高橋市郎兵衛③・千葉勝六③ 平賀鉄平③・平澤和則③・平澤有士①・平間正克⑤ 細川正二⑧・三浦卓⑦・山岸学⑤	一関市（一関、真滝、舞川、弥栄）
2	26	阿部裕美①・石川聖浩①・伊藤里治②・岩井確司② 大森琢哉①・小畑剛①・木村吉隆②・小岩邦弘② 小岩章一①・坂本紀夫④・佐藤悦子①・佐原芳樹④ 澤田邦夫⑥・残間義之⑧・菅原良男②・鈴木一彦① 鈴木高二①・鈴木五郎④・千葉隆夫⑦・千葉つる子① 千葉優人①・千葉真由美①・本江玄佳①・村上春子① 矢萩幸雄②	一関市（山目、中里、巖美、萩荘）
3	12	阿部自雄③・小野寺佳代子①・小野寺良③・佐藤三郎④ 佐藤敏春⑥・佐藤豊③・菅原徳哉④・千葉誉雄④ 千葉祐紀④・真柄宏一⑦・三浦忠義③・舞石太④	一関市花泉町
4	7	小岩敏郎⑤・佐藤敏雄③・鈴木繁夫① 関口一雄⑦・得田和明③・藤里明久①	奥州市、西磐井郡平泉町、 胆沢郡金ヶ崎町
5	8	岩淵新助③・大内哲②・小野寺貞男①・佐々木賢治⑤ 佐藤喜一郎②・佐藤久耕④・佐山昭助④・松岡睦雄①	一関市東山町、大東町
6	16	海野正之⑧・及川善行⑤・小野省市③・小野寺維久郎④ 小野寺正太郎⑦・小野寺義直①・小山征男⑤ 小山喜三雄③・小山拓士②・小山裕昭①・加藤勝彦⑦ 菊地孝二④・菊地平一⑥・金野ます子①・鈴木市郎⑥ 三浦義則②	一関市千厩町、川崎町、室根町、藤 沢町、陸前高田市、大船渡市、気仙 郡住田町、宮城県気仙沼市 (旧本吉町を除く)
7	8	阿部一信③・猪股研①・後藤益美①・境秋洋① 佐藤孝太郎③・田中正義④・百々正幸⑥・渡邊光悦①	宮城県栗原市、登米市

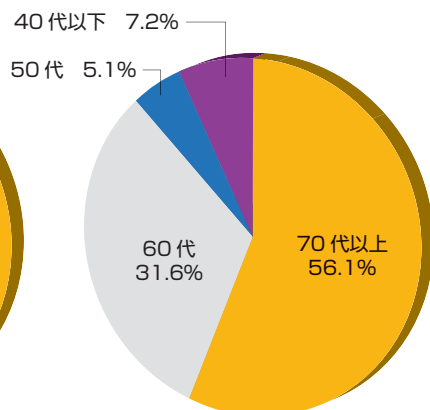
定数100名（現在98名）（2021年6月18日現在）
 ※氏名公表に伴う個人情報保護法上の取扱いは、就任時に利用目的を明示し、総代より了承を得てお
 ります。
 （注）丸数字は総代の就任回数

総代の属性別構成比

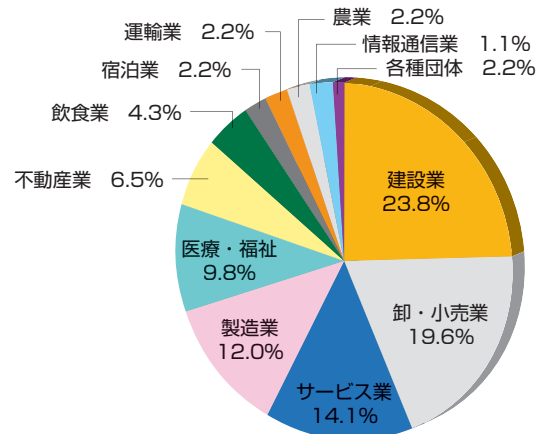
職業別



年代別



業種別



（注）業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

一関信用金庫のあゆみ（沿革）

昭和23年 7月16日	市街地信用組合法に基づく一関信用組合を設立	平成20年 6月16日	一関市と栗原市に岩手・宮城内陸地震復興支援見舞金を寄贈
昭和24年 5月 1日	一関市広街23番地で業務を開始 初代組合長に佐々木一郎就任	平成21年 3月30日	創立60周年記念事業として一関市に「桜苗木」寄贈
昭和24年 6月15日	位置変更 新位置、一関市地主町1番地	平成22年 3月23日	創立60周年記念事業として平泉町に「桜苗木」寄贈
昭和24年10月 5日	組合長佐藤篤三郎就任	平成23年 2月25日	日本政策金融公庫と農業分野における「業務協力に関する覚書」を締結
昭和26年 6月15日	信用金庫法施行（法律238号）	平成23年 3月14日	東日本大震災による「災害復旧特別融資」取扱い開始
昭和27年 5月15日	理事長佐藤篤三郎就任	平成23年 3月22日	千厩支店新築移転
昭和27年 5月23日	一関信用金庫事業免許により組織変更	平成23年 6月20日	多重債務問題の解決に資する優れた取組に対し金融担当大臣より顕彰を拝受
昭和28年 9月21日	花泉支店開設	平成23年10月20日	陸前高田市・大船渡市・平泉町に義援金・支援金を寄贈
昭和30年 4月 1日	東山支店開設	平成24年 6月15日	理事長及川弘人就任
昭和33年 7月28日	川崎出張所開設	平成24年12月21日	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得
昭和34年 1月25日	花泉支店新築移転	平成25年 2月18日	でんさいネット「しんきん電子記録債権サービス」取扱い開始
昭和36年 1月23日	東山支店新築移転	平成25年12月 3日	新型窓口販売方式国債の取扱い開始
昭和36年 6月15日	平泉出張所開設	平成26年 3月27日	岩手県農業信用基金協会と債務保証契約及び業務委託契約を締結
昭和38年 7月 1日	川崎出張所を支店に昇格	平成27年 3月 6日	創立70周年記念事業の一環として、一関市消防本部に災害支援車1台及び高規格救急車1台寄贈
昭和39年 7月20日	平泉出張所新築移転	平成27年 3月10日	宮城県栗原市に高規格救急車1台寄贈
昭和40年 7月 7日	山目支店開設	平成27年 6月25日	岩手県信用保証協会と中小企業の「経営支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結
昭和42年 1月 1日	平泉出張所を支店に昇格	平成27年 9月24日	花泉支店リニューアルオープン
昭和43年 7月22日	千厩支店開設	平成28年 3月18日	城南信用金庫と「業務提携に関する協定」を締結
昭和44年 8月 3日	山目支店新築移転	平成28年 3月25日	一関市及び平泉町と「地方創生に係る連携に関する協定」を締結
昭和46年 6月26日	川崎支店位置変更	平成28年11月17日	一関市と「高齢者見守りネットワーク事業への協力」に関する協定を締結
昭和47年 4月 1日	高田支店開設	平成28年12月 1日	一関市と「空き家活用と移住定住促進のための覚書」を締結
昭和51年11月15日	本店新築移転（一関市幸町5番5号）	平成29年 4月 6日	一関商工会議所と「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結
昭和51年11月15日	地主町支店開設	平成29年10月13日 ～12月27日	創立70周年記念事業の一環として、医療・福祉法人（13先）と一関市、平泉町、栗原市、登米市の社会福祉協議会へ福祉車両等を贈呈
昭和51年12月27日	日本銀行仙台支店と当座取引業務開始	平成30年 1月19日	信託契約代理業開始
昭和52年 3月28日	初代「水槽付ポンプ車」しんきん号寄贈	平成30年 2月 1日	一般社団法人「希望のまち基金」設立
昭和52年11月25日	日本銀行蔵入代理店業務取扱開始	平成30年 6月15日	理事長千葉一郎就任
昭和54年 4月10日	両替業務開始	平成30年10月 1日	4店舗（地主町支店、室根支店、萩荘支店、金成支店）において昼時間窓口休業を開始
昭和54年10月 3日	創立30周年記念式典挙行	平成30年10月23日	社の都信用金庫と「業務提携に関する協定」を締結
昭和54年11月19日	駅前支店開設	平成30年11月 9日	登米支店開設
昭和55年 3月25日	理事長上野隆二就任	平成30年11月11日	登米支店日曜営業開始
昭和55年 9月 8日	若柳支店開設	令和元年 7月31日	外国為替取引取扱い終了
昭和55年11月25日	高田支店新築移転	令和 2年 3月31日	日本銀行国債代理店契約終了
昭和57年10月25日	千厩支店新築開店	令和 2年 4月28日 ～ 5月 7日	新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、一関市、平泉町、栗原市、登米市へ寄付金を贈呈
昭和58年 9月16日	三関支店開設	令和 2年 6月15日	岩手県内6信用金庫による「SDGs共同宣言」を公表
昭和58年 9月29日	証券業務取扱い許可	令和 3年 3月31日	登米中央商工会と「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結
昭和58年10月 1日	国債等公共債の窓口販売開始	令和 3年 4月 1日	地主町・萩荘支店をサテライト店舗として営業開始
昭和59年11月 1日	一関文化センター落成に伴い、一関市に緞帳を寄贈		
昭和59年11月26日	花泉支店新築移転		
昭和59年12月10日	室根支店開設		
昭和60年11月 5日	東山支店新築移転		
平成 1年 9月18日	地主町支店新築開店		
平成 2年 9月27日	両磐地区消防組合、一関消防署へ2代目「水槽付ポンプ車」しんきん号を寄贈		
平成 3年 5月 2日	理事長八重樫次男就任		
平成 4年 3月17日	一関市遊水地事業着手20周年記念として「桜苗木620本」と「遊水地千本桜標示石2基」を寄贈		
平成 4年11月16日	萩荘支店開設		
平成 5年10月 1日	大船渡支店譲受け開始		
平成 5年11月15日	金成支店開設		
平成 8年12月 9日	平泉支店新築移転		
平成11年10月 7日	創立50周年記念式典 両磐地区消防組合へ高規格救急車の寄贈		
平成12年 5月15日	投資信託窓口販売業務開始（取扱店舗…本店）		
平成12年10月18日	一関インター支店開設		
平成13年 4月 1日	一関インター支店日曜営業開始		
平成15年11月 4日	川崎支店新築移転		
平成16年 7月 1日	中小企業金融公庫（現在：日本政策金融公庫）盛岡支店との業務提携		
平成16年 8月 2日	国民生活金融公庫（現在：日本政策金融公庫）一関支店と経営支援業務提携		
平成16年12月 1日	中小企業診断協会と経営支援業務提携		
平成17年12月22日	一時払い終身保険取扱い開始		
平成18年10月23日	気仙沼信用金庫へ高田・大船渡支店譲渡		
平成18年11月20日	山目支店新築移転		
平成19年 5月 1日	理事長小野寺勝宏就任		
平成19年 8月30日	（財）岩手県南技術研究センターと「地域貢献の協力推進にかかる協定」を締結		
平成19年12月21日	栗原市と多重債務者救済資金貸付制度「栗原市のぞみローン」の預託契約を締結		

歴代組合長・理事長

佐々木一郎	昭和24年 5月 1日～昭和24年10月 4日
佐藤篤三郎	昭和24年10月 5日～昭和55年 3月12日
上野 隆二	昭和55年 3月25日～平成 3年 5月 1日
八重樫次男	平成 3年 5月 2日～平成19年 4月30日
小野寺勝宏	平成19年 5月 1日～平成24年 6月15日
及川 弘人	平成24年 6月15日～平成30年 6月15日
千葉 一郎	平成30年 6月15日～現在に至る

法令等遵守態勢（コンプライアンス態勢）

経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンスの充実と強化に取り組んでいます。

高い公共性を有している金融機関は、企業倫理や法令を厳格に遵守するよう、社会一般から強く求められております。当金庫は、こうした金融機関に対する公共性、社会性の要請を重く受け止めるとともに、地域からの信頼の源であるコンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、『内部管理基本方針』を定めて役職員一人ひとりの着実な実践へ向け金庫一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンスの組織体制は、コンプライアンス態勢の整備と、コンプライアンスの周知徹底を積極的に推進するための統括部署をガバナンス推進チームとし、コンプライアンスに関する諸問題の把握・管理と適切な防止策等を検討する機関としてコンプライアンス委員会を設置し、検討事項を常勤理事会に提言しております。また、業務部門から独立した監査部と監事による臨店監査及び業務監査を定期的実践することにより相互牽制体制の強化を図っております。さらに、本部各部と営業店には「コンプライアンス責任者」を各1名配置し、日常業務における法令等遵守のチェック及び教育・指導を実施することにより、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。個々の施策等は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に定めております。また、コンプライアンス・プログラムの一環として、コンプライアンスに係る基本理念（一関信用金庫行動綱領）、役職員の行動基準を主な内容とする「コンプライアンス・マニュアル」（コンプライアンスを実現するための具体的な手引書）を策定し、各研修等を通じて、職員の指導、教育にも取り組み、コンプライアンスマインドの向上に努めており、個人情報保護法についても安全管理措置の徹底を図っております。

以上、コンプライアンスを重視した企業風土を醸成し、健全性の高い、地域の信頼に応える金融機関を目指してまいります。

内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条各号の規定に基づき、以下のとおり、内部管理基本方針を定めております。

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項
7. 役職員が監事に報告するための体制
8. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

一関信用金庫行動綱領

〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広

く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

〈従業員の人権の尊重等〉

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

〈環境問題への取組〉

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

〈社会貢献活動への取組〉

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

〈反社会的勢力との関係遮断〉

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

当金庫は、地域のお客様の保護と利便性の向上に向け、業務の管理に努めています。

顧客保護等管理方針

わたしたち一関信用金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報および正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. お客様との取引に関連して、私たちの業務を外部委託することにつきましては、お客様の情報その他お客様の利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。

※本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。

※お客様保護の必要性のある取引は、与信取引・預金等の受入れ・金融商品の販売・募集等のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引を指します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様の適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守致します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③の他お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。

また当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。

また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

お客さまの個人情報は

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の業務上必要な目的の範囲でお客さまの個人情報を利用致します。

(当金庫の業務)

- ① 預金業務、融資業務、為替業務、両替業務(外国為替業務を含む)及びこれらに付随する業務
- ② 投信販売業務、保険販売業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務(今後取扱いが認められる業務を含む)及びこれらに付随する業務

当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくお客さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する業務のため

与信事業(融資のお申込等)に際して個人情報を収集する場合には、利用目的について必ずご本人の同意を頂きます。また、与信の条件として、与信事業において収集した個人情報を与信業務以外の「金融商品やサービスに関する各種ご提案のためのダイレクトメール」へ利用する旨の同意を頂くことはございません。

与信事業において収集したご家族情報の利用目的は、資金使途・返済能力の妥当性を判断するためといたします。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引店までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・公表方法について

お客さまの個人情報等の利用目的は、当金庫ホームページへの掲載の他、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配布によりお知らせ致します。また、この個人情報保護宣言を変更する場合についても同様に公表致します。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 個人情報等の開示、訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、法令等の定めにより開示できない場合を除き、次の方法によりお客さまご本人であること等を確認させていただき、お答えします。

また、お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

7. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・ キャッシュカードの発送に関わる事務
- ・ 期日案内、取引明細等の作成・発送に関わる事務
- ・ ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関わる業務

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。

[個人情報等に関する相談窓口]

- ・ 各営業店窓口
- ・ 一関信用金庫 事務部事務管理課
住所 〒021-0024 一関市幸町5番5号
電話番号 0191-23-6111(代)
FAX 0191-23-9355
Eメール customer@ichinoseki-shinkin.jp

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはガバナンス推進チームで受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づき改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

一関信用金庫 ガバナンス推進チーム
 住所：岩手県一関市幸町5番5号 TEL：0191-23-6111 FAX：0191-21-2014
 Eメール：customer@ichinoseki-shinkin.jp
 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談、Eメール

*お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記ガバナンス推進チームにご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
 住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 電話番号：03-3517-5825
 受付日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 時間：9:00～17:00
 受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ガバナンス推進チームまたは上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3581-0031
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3595-8588
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3581-2249
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫ガバナンス推進チームにお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店および各部署に責任者をおくとともに、ガバナンス推進チームがお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびガバナンス推進チームが連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をガバナンス推進チームから行います。
- （4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども一関信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理態勢

『地域と共に歩み続ける』金融機関として、健全性の維持・向上に向け、適切なリスク管理に努めています。

金融のグローバル化やIT化、お客さまニーズの多様化などにより、金融機関を取り巻くリスクも高度化・複雑化しております。

当金庫では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどを個々に管理するだけでなく、各種リスクの特性を考慮し、取るべきリスクと抑制すべきリスクを峻別する「リスクアペタイト」の考え方の下、メリハリのある統合的リスク管理を目指しております。具体的には、計量化可能なリスクを全体的に把握した上で、リスクとリターンを勘案し、配賦可能な自己資本の範囲内で適切に経営資源の配分を行っております。

当金庫が今後とも地域から信頼され、地域社会の発展に貢献していくために、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、組織横断的な取組を進め、より一層の経営の健全性維持と適切な収益確保に努めてまいります。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出金の延滞や返済不能により発生する信用リスクと、市場価格の変動に伴い、債券、株式等の価格が下落し、損失を被ることによって発生するリスクの2つに分けて管理しており、具体的には、貸出金が不良債権化しないように与信業務の基本的な理念、手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらに与信集中によるリスク抑制のため、大口与信先の管理等、さまざまな角度からの分析を行っております。(右記、「貸出金運営方針」もご参照ください。)

また、有価証券については、市場取引において回収不能に陥らないよう格付とクレジット情報をモニタリングし、管理しております。

市場リスク

市場リスクとは、一般に市場価格の変動によって損失を被るリスクをいいます。

代表的なものとして、市場の金利変動により運用と調達の間割が縮小又は逆転することをいう金利リスク、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により資産や負債に影響を及ぼす為替リスクがあります。

当金庫では、ALM委員会を設置し、経済情勢、金利動向等に基づいて運用と調達の方針を策定し、各リスクを定期的に評価・計測しながら市場リスクを管理しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い預金金利での調達を余儀なくされる資金繰りリスクと市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる等の市場流動性リスクのことをいいます。

当金庫では、資金の流動性を安定的に確保していくために、支払準備資産を市場性の高い国債等の債券を中心に運用しているほか、信用金庫業界のバックアップ役を担っている信金中央金庫へ資金を預け入れること等を通じて、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、当金庫の業務の過程で、役職員等の活動又はシステムが不適切であること若しくは機能しないこと、並びに外生的事象により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「その他の各リスクを含む幅広いリスク」として、これらが発生することにより当金庫に生じるリスクと定義しております。

24 それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づきリスク管理統括部署の下で、ALM委員会等におきまして未然防止対策・発生時の対応方針等を協議・検討しながら管理しております。

貸出金運営方針

貸出金運営についての考え方

当金庫は協同組織の原点である相互扶助の精神のもと、地域社会の繁栄を目標にFace to Faceの活動により信用金庫業務の公的使命を貸出業務を通じて実践しています。

中小企業や個人事業者の皆様には地域金融機関として幅広いニーズに的確に対応できるように無担保・無保証商品をはじめとして各種制度融資など融資商品の充実を図り、迅速なサービスに努めています。

個別の融資に際しましては、地域に密着した渉外活動を通じ、地元で育んだ活きた情報の収集に努め、お客様の信用状態や事業計画などを十分に検討するとともに、企業の事業内容や成長可能性・持続可能性を適切に評価することで必要以上に担保・保証に依存しない円滑な資金供給に努めています。

総合的な運用では、ポートフォリオ管理手法を行い、特定の業種や特定のお客様に偏ることがないように努め、リスク分散を図り貸出債権の健全性の向上を心がけています。

今後とも地元金融機関としての使命に基づき、基本方針の一層の具現化を目指し、事業資金、住宅ローン等豊富な金融商品を取り揃え、お客様の多様化する資金ニーズにきめ細かくお応えしてまいりたいと考えております。

審査体制

与信審査につきましては、資産の健全化を図るため、審査基準、決裁権限、担保基準、融資先格付基準等に基づき、事業内容、財務内容のほか、将来性や資金使途・計画の妥当性及び採算性、債権保全等を総合的に勘案した上で、基本的に忠実な審査を行っています。

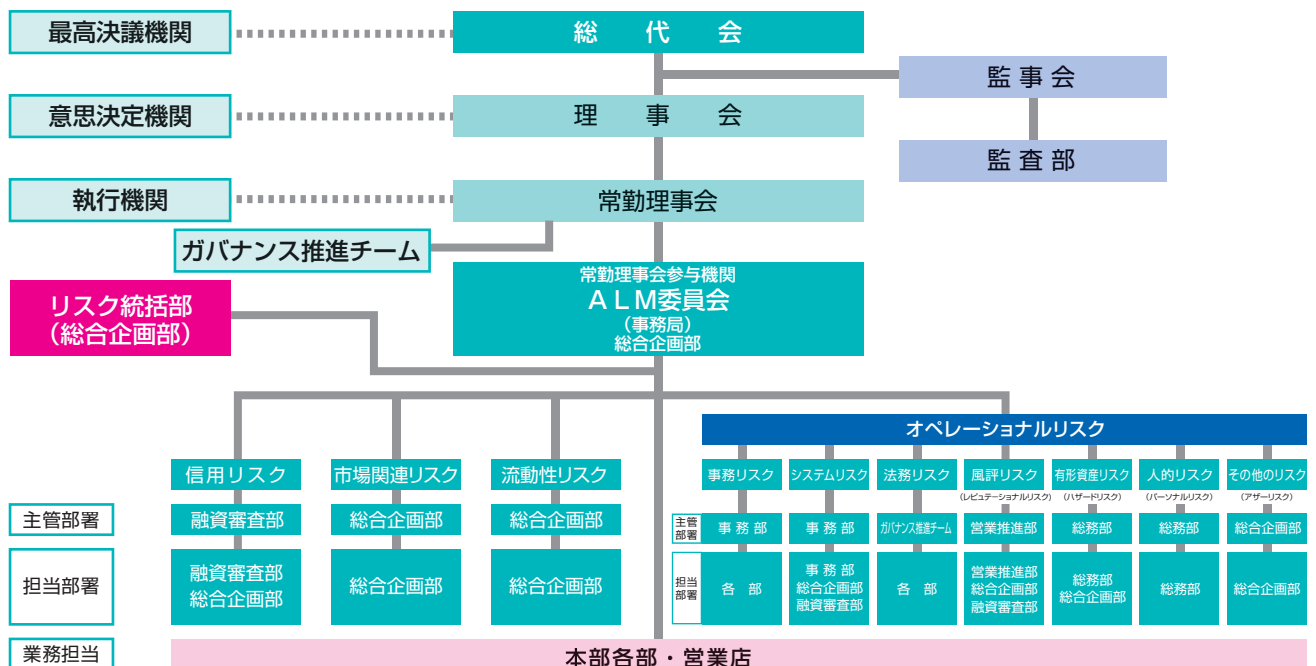
また、体制面では、融資審査課、融資管理課からなる融資審査部を組織し、きめ細かな審査・管理体制を築き、信用リスクの適正な把握に努めています。

さらに研修体制では、若手・中堅職員に対して集合研修や外部派遣研修を実施し、融資業務に関する審査能力の向上を図り、営業現場における1次審査能力の向上に努めています。

貸出金資産査定（自己査定）の取組

当金庫では、貸出金の自己査定を資産の健全化の観点から厳正に実施しています。また、自己査定の最終的な目的は、分類債権の算出だけにあるのではなく、お客様の実態把握を通じてお客様と一体となり、適切な対応を行い、資産の健全性の向上を図ることが重要であると認識し、取り組んでおります。

リスク管理に関する体系図



統合的リスク管理態勢

《統合的なリスク管理における当金庫のリスク量算出方法》

1. 信用リスク

デフォルト率（倒産確率）の高低とデフォルト時損失率（非保全率）の大小（分布状況）を信用リスク量に反映させるため、債権額から担保、保証を控除した非保全額をもとにモンテカルロシミュレーション法による計算シミュレーションを10万回行い、その最小額から99%個目の値を算出しています。

2. 市場リスク

①金利リスク

預け金、有価証券、貸出金、預金積金等の金利に対する現在価値変動を分散共分散法による保有期間6ヵ月、観測期間240営業日、信頼区間99%のVaRにより算出しています。

②価格変動リスク

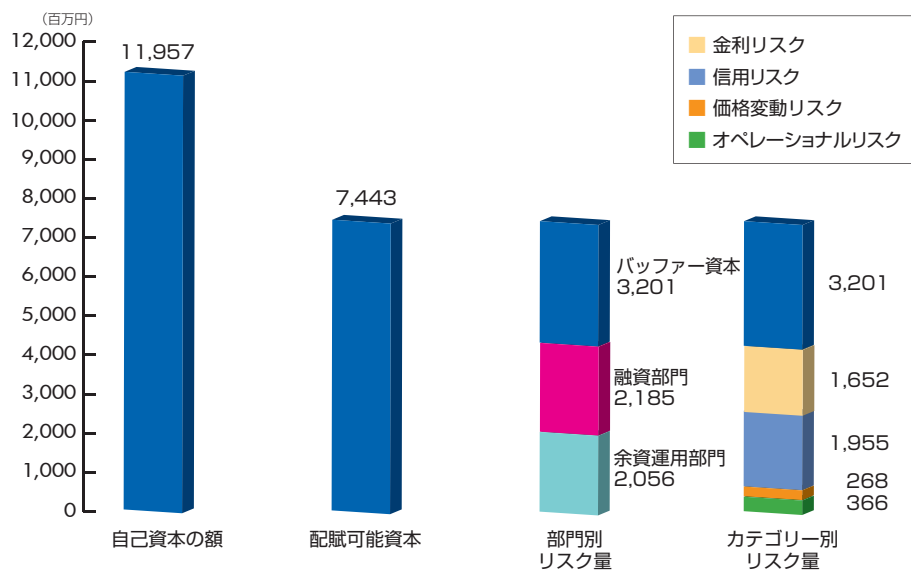
有価証券等の余資運用における価格変動リスクであり、債券、株式、投資信託の変動、外国為替の変動、信用スプレッドの変動、個別株式・株式市場の変動を保有期間6ヵ月、観測期間240営業日、信頼区間99%のVaRにより算出しています。

なお、当金庫では、算出したリスク量と実際の評価損益を比較するバックテストを実施し、算出に使用したモデルの妥当性を確認しておりますが、実際の評価損がVaRを超過した回数が、モデルに問題ないとされる回数以上発生した場合には、超過回数に応じた掛目を乗じて、リスク量を補正しています。

3. オペレーショナルリスク

バーゼルⅢにおける基礎的手法を採用しています。この手法におけるオペレーショナルリスクは、過去3年間の業務粗利益の平均値における15%相当額としています。

リスク資本の状況と資本配賦



● 2021年3月期 (単位：百万円)	
【リスクアセット】(A)	112,849
【自己資本の額】(B)	11,957
所要自己資本額（国内基準4%） (C) = (A) × 4%	4,514
配賦可能資本 (D) = (B) - (C)	7,443
【計測総リスク量】(E)	4,242
●金利リスク	1,652
●信用リスク	1,955
●価格変動リスク	268
●オペレーショナルリスク	366
【バッファー資本】(F) = (D) - (E)	3,201

当金庫の自己資本の額から国内基準で定められているリスクアセット (A) の4%相当額 (C) を差し引いた配賦可能な資本 (D) は、7,443百万円となっており、国内基準における所要自己資本額を十分に確保できる状況となっております。

また、当金庫の統合的なリスク量 (E) は4,242百万円であり、想定するリスクがすべて顕在化した場合においても3,201百万円の余裕資本（バッファー資本 (F) [配賦可能資本 (D) - 計測総リスク量 (E)]）を確保しております。

なお、当金庫では配賦可能な資本にアラームポイントを設定し、予兆管理を行っております。

バーゼルⅢ ー第2の柱ー

当金庫では、バーゼルⅢの第2の柱である「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」を補足するにあたり、バーゼルⅢの指針に基づくストレステストを実施し、算出されたリスク量について厳格な管理を行っております。

各リスクにおけるストレステストは次のとおりです。

銀行勘定の金利リスク

●2021年3月期

単体〔単位：百万円〕

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,526	6,253	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	12	9
3	スティープ化	4,959	5,078		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,526	6,253	12	9
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,957		11,671	

注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用集中リスク

バーゼルⅢの第2の柱で定義されている信用集中リスクは、大口与信先のうち、要管理先以下（要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定額が損失となった場合に現状の自己資本比率に与える影響を計ることが求められています。

当金庫では大口与信先の上位20先のうち要管理先以下に占める非保全額（表債から確実な担保保証、個別貸倒引当金を除いた額）を自己資本の額と対比し、リスクの度合いを測定しております。

この結果、該当する非保全額は、ございませんので、信用集中リスクが顕在化した場合においても、2021年3月期の自己資本比率は変わらず10.59%であり、経営の継続に与える影響はありません。

業種集中リスク

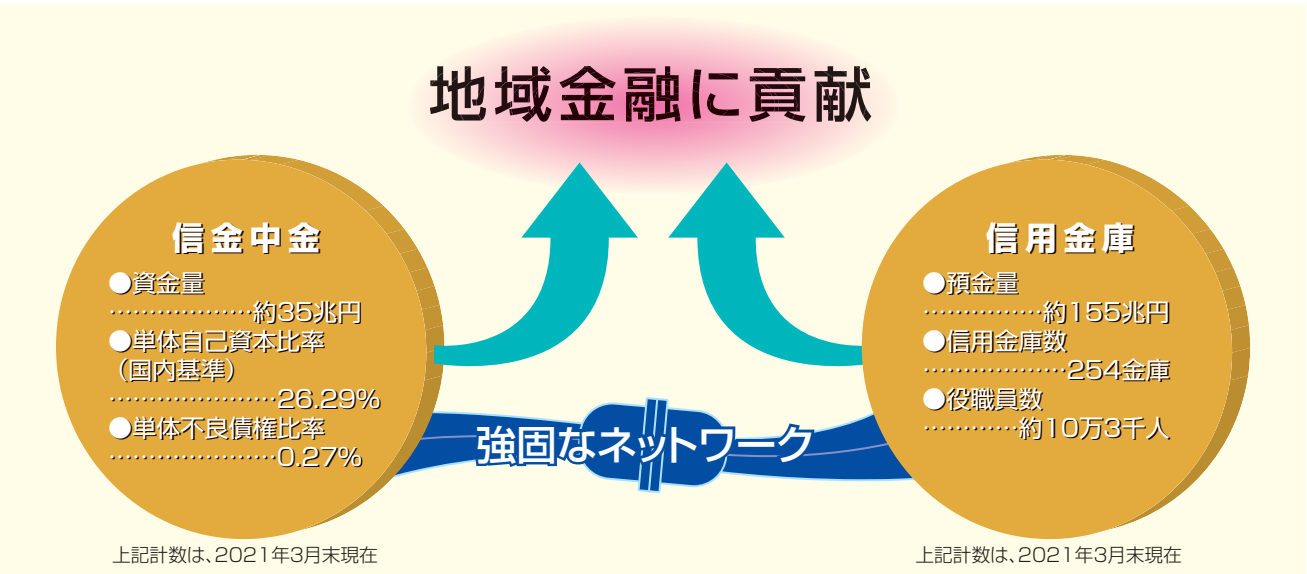
当該リスクにつきましては、地域産業の均衡ある発展を念頭に特定業種に与信額が偏ることのないよう、総与信額に占める個々の業種別貸出残高の割合を管理しております。

信金中央金庫～信用金庫のセントラルバンク～のご案内
 Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として1950年に設立されました。

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」及び「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



個別金融機関としての役割

- **総合的な金融サービスを提供する金融機関**
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- **わが国有数の機関投資家**
約35兆円にのぼる巨大な資金量
- **地域社会に貢献する金融機関**
地公体向け融資、PFI、代理貸付等

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- **信用金庫の業務機能の補完**
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等
- **信用金庫業界の信用力の維持・向上**
経営相談、ALM・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2021年3月末現在

当金庫営業区域略図



(日本吉町除く)

営業店のご案内

① 本店

〒021-0024
岩手県一関市幸町5番5号
tel.0191-34-5522



② 花泉支店

〒029-3101
岩手県一関市花泉町花泉字袋5番7号
tel.0191-82-2440



③ 東山支店

〒029-0302
岩手県一関市東山町長坂字町219番地
tel.0191-47-3535



④ 川崎支店

〒029-0202
岩手県一関市川崎町薄衣字法道地21番地8
tel.0191-43-2266



5 山目支店

〒021-0007
岩手県一関市上日照6番20号
tel.0191-23-2480



7 千厩支店

〒029-0803
岩手県一関市千厩町千厩字館山11番地1
tel.0191-53-2461



9 駅前支店

〒021-0883
岩手県一関市新大町5番地
tel.0191-26-2022



11 三関支店

〒021-0821
岩手県一関市三関字神田168番地1
tel.0191-23-3111



13 萩荘支店 休

〒021-0902
岩手県一関市萩荘字高梨東1番地5
tel.0191-24-4311



15 一関インター支店 日曜営業

〒021-0055 〈ローンプラザ〉
岩手県一関市山目字泥田52番地1
tel.0191-33-1616



6 平泉支店

〒029-4102
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山135番地1
tel.0191-46-2305



8 地主町支店 休

〒021-0893
岩手県一関市地主町1番26号
tel.0191-23-5211



10 若柳支店

〒989-5502
宮城県栗原市若柳字川南南大通25番地2
tel.0228-32-5421



12 室根支店 休

〒029-1201
岩手県一関市室根町折壁二丁目27番地の1
tel.0191-64-2255



14 金成支店 休

〒989-5171
宮城県栗原市金成沢辺新往還下9番地
tel.0228-42-2833



16 登米支店 日曜営業

〒987-0601
宮城県登米市中田町石森字加賀野3丁目3番18号
tel.0220-34-3906



休 平日昼時間窓口休業店舗（11：30～12：30の間、窓口を休業いたします。）
※休日窓口営業では、11：30～12：30の間、窓口を休業いたします。
※年金支給日（偶数月の15日、15日が土・日・祝日の場合は前営業日）は、8：45から窓口を営業いたします。

ATMのご案内

(2021年7月1日現在)

店内ATM

設置店舗	平日	土日祝日	取引(※)
本店	7:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
花泉支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
東山支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
川崎支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
山目支店	7:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
平泉支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
千厩支店	7:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生
地主町支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
駅前支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
若柳支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
三関支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
室根支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
萩荘支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
金成支店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
一関インター支店	7:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再
登米支店	7:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返八繰生再

店外ATM

設置店舗	平日	土日祝日	取引(※)
一関市役所	8:00～18:00	—	入出振キ返ハ繰生再
イオンスーパーセンター一関店	8:00～22:00	8:00～21:00	入出振キ返ハ繰生再
ビッグハウス一関店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返ハ繰生再
磐井病院	8:00～19:00	8:00～19:00	入出振キ返ハ繰生再
イオン一関店	8:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返ハ繰生再
マイヤ花泉店	7:00～21:00	8:00～21:00	入出振キ返ハ繰生
中尊寺	9:00～17:00	9:00～17:00	入出振キ返生
ヨークベニマル若柳店	9:00～22:00	9:00～20:00	入出振キ返ハ生
ザ・ビッグ金成店	9:00～21:00	9:00～20:00	入出振キ返ハ生

入	・当金庫の通帳またはキャッシュカードでのお預け入れ ・全国の信用金庫のキャッシュカードでのお預け入れ ・第二地方銀行、信用組合、労働金庫及びゆうちょ銀行のキャッシュカードでのお預け入れ
出	・当金庫のキャッシュカードでのお引き出し ・全国の信用金庫のキャッシュカードでのお引き出し ・ゆうちょ銀行、他金融機関のキャッシュカードでのお引き出し
振	・現金またはキャッシュカードでのお振り込み・お振り替え
キ	・提携クレジットカードなどでのキャッシング（カードローン）または契約者貸付
返	・提携クレジットカードなどでの返済
ハ	・ハンドセット （ハンドセットとは、電話型配列テンキー付きの受話器で目のご不自由なお客さまや高齢のお客さまがご利用されやすいように、音声で操作手順をご案内します。）
繰	・当金庫の普通預金、総合口座及び定期預金の通帳の繰り越しを自動で行います。
生	・生体認証登録ICキャッシュカード取扱い可能
再	・ICキャッシュカード磁気情報修復機能

- ※当金庫以外のキャッシュカードは、時間帯によってご利用になれない場合がございます。
- ※ご利用になれない金融機関もございます。お取引のある金融機関にご確認ください。
- ※ご利用される時間帯によってATM利用手数料が掛かります。

● ATM ご利用時間・手数料（当金庫のATM をご利用の場合）

		平日			土曜日			日曜・祝日		
		7:00	19:00	22:00	8:00	15:00	21:00	8:00	15:00	21:00
当金庫カード	お引き出し お振り込み	無料		110円	無料		110円	無料		110円
	お預け入れ	無料								
他信金カード	お引き出し お振り込み	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円		
	お預け入れ	無料								
銀行カード	お引き出し お振り込み	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円		
	お預け入れ	無料								
クレジット ・提携カード	お引き出し ご返済	無料		110円	無料		110円	110円		

- ※1月1日～3日、5月3日～5日及び12月31日は、上記と異なります。
- ※振替休日、祝日と同様にご利用いただけます。
- ※15時以降にお預け入れされた場合、当日の預金口座振替が引落としとならない場合がございます。
- ※共同出張所（ジョイフルタウン平泉）でご利用の場合、幹事行での手数料が掛かります。
- ※銀行カードでのお預け入れは一部の第二地方銀行、信用組合、労働金庫発行のカードがご利用いただけます。
- ※当金庫以外のカードではご利用時間が異なります。詳しくはカード発行先へお問い合わせください。

●当金庫のキャッシュカードを当金庫のATM でご利用される場合、1日あたり一口座ご利用限度額は次のとおりです。

- お引き出し 100万円（1回あたり50万円）
 - ※「キャッシュカード手交型詐欺」などの特殊詐欺被害を防止するため、80歳以上のお客さまは、カードでのお引き出しを1日あたり20万円に引き下げさせていただいております。
 - ※ICキャッシュカードに生体認証登録をした場合は、500万円まで限度額を引き上げることができます。
- お振り込み 100万円
 - ※「振り込み詐欺」などによる被害を防止するため、70歳以上かつ過去3年以上、カードでのお取引がないお客さまは、カードでのお振り込みを停止させていただいております。

主な取扱商品等のご案内

(2020年7月1日現在)

預金積金等

預金名	特色(内容)
当座預金	会社、商店のお取引に安全な手形・小切手をご利用になれます。
決済用普通預金(無利息型)	預金保険制度で全額保護される出し入れ自由の預金です。
普通預金	自由に出し入れができ、給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ「しんきんネットキャッシュサービス」「全国キャッシュサービス」がご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされています。必要な時には定期預金の90%、最高500万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	個人の方限定の貯蓄性預金で、残高に応じて、金利が段階的に高くなります。自由に出し入れできますが、給与・年金などの自動受取や自動支払口座としてはご利用になれません。
通知預金	まとまったお金の短期の運用に最適です。
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく非課税の預金です。
変動金利定期預金	自由金利型定期預金の金利で半年ごとに変動し、金利動向にマッチした運用ができます。
定期積金	将来のプランにあわせ、毎月決まった金額をお積み立ていただけます。一回の掛金は1,000円以上、1,000円単位で、期間は6か月～5年の間で自由に決められます。
すこやか積金	少子化対策及び地域貢献・社会貢献の一環として、満18歳以下のお子様を扶養している個人の方を対象とする商品で、子育て世代を応援します。(契約名義はお子様名義とします。)期間は3年～5年の間で、適用金利は、店頭表示金利に上乗せいたします。
財形預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料・ボーナスからの天引き積立ですからムリなく貯められます。一般財形のほか、豊かな老後を築くための財形年金、住宅の取得や増改築のために財形住宅がお選びいただけます。(財形住宅・財形年金を合算して元金550万円までお利息が非課税となります)
スーパー定期預金(自由金利型定期預金S・M型)	1千万円未満の自由金利預金です。期間は1か月～5年の間で、3年以上のものには利息が半年複利で計算される複利型がございます。
大口定期預金(自由金利型定期預金)	1千万円以上のまとまった資金の運用として1か月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。
譲渡性預金(NCD)	まとまった資金を短期間運用できる預金です。満期日以前に譲渡もできます。
期日指定定期預金	1年複利で最長3年までお預け入れできます。1年の据置期間が過ぎれば、お引き出しも自由です。
積立定期預金	目的に合わせ、いつでもお好きな金額を積み立てできます。

国債窓口販売

国債名	特色(内容)
新型窓口販売方式国債	固定金利型で、期間は2年・5年・10年の3タイプ。半年ごとに利子が受け取れます。
個人向け国債	半年ごとに利率が変わる「変動10年」、満期まで利率が変わらない「固定3年」、「固定5年」の3タイプ。半年ごとに利子が受け取れます。

投資信託窓口販売

特色(内容)

元本保証はなく元本割れのリスクもある反面、運用状況によっては収益分配金が受け取れ、売却益も期待できる商品です。

信託契約代理業務

特色(内容)

しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを行っています。

年金商品等

預金名	特色(内容)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金です。
国民年金基金	国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金です。

保険窓口販売

個人年金保険	個人年金保険	終身保険	終身保険
終身保険	定期保険	医療保険	医療保険
がん保険	就労所得保障保険	学資保険	住宅ローン関連の長期火災保険
標準傷害保険	業務災害総合保険	マネジメンリスクプロテクション	

融 資 (ローン)

●個人ローン

ローンの名称	特色 (内容)	最高限度額	最長期間
しんきんの住宅ローン 「楽しいわが家」	変動金利、固定金利が選択でき、住宅の新築・増改築、住宅用地等の購入資金、他行の住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。また、「団体就業・3大疾病の団信制度」もご加入いただけます。	10,000万円	35年
大黒柱	幅広い住宅資金に対応できる商品です。	3,000万円	30年
大黒柱ワイド	当金庫のローンプラザで取り扱っている幅広い住宅資金に対応できる商品です。	3,500万円	35年
無担保住宅ローン	無担保で住宅の新築・増改築、住宅用地等の購入資金、他行の住宅ローン借換資金にご利用いただけます。	1,500万円	20年
リフォームプラン	住宅のリフォーム資金及び他行の住宅ローンの借換にもご利用いただけます。	1,000万円	15年
いちしん「フラット35」	住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）を活用し、保証人も必要なく、独自の基準で住宅の質を確保している長期固定金利型の住宅ローンです。	8,000万円	35年
しんきんの教育ローン 「文武両道」	心身の健康と文武両道を目指す青少年を応援する資金です。受験・入学に必要な資金から就学中の費用（部活動、生活資金等）、アパート費用等の資金にご利用いただけます。	300万円	8年 在学中据置可
教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金及び教育に必要な資金にご利用いただけます。また、教育資金として借り入れたローン等の借換にもご利用いただけます。WEB 完結でご利用いただけます。	1,000万円	16年 在学中据置可
新教育カードローン	教育資金を一定限度額の範囲内で ATM を通じてお借入れでき、子弟等のご卒業後に当座貸越契約のままご返済を行う、全期間当座貸越型のカードローンです。	500万円	14年9か月 在学中据置可
カーライフプラン	自家用自動車購入資金、車庫の新築・改修工事費、免許取得費用、車検・修理費用、自動車保険料、パーツ・オプションの購入取付等の資金にご利用いただけます。WEB 完結でご利用いただけます。	1,000万円	10年
いちしんフリーローン 「ファースト1(ワン)」 「バックアップ」	お客さまの計画的で様々なお使いみちを応援します。お申し込み手続きも簡単、スピーディーな回答でタイムリーにご利用いただけます。WEB 完結でご利用いただけます。	500万円	10年
一般個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金として、ご利用いただけます。WEB 完結でご利用いただけます。	500万円	10年
一信多助	借入金の借換、整理資金等にご利用いただけます。毎日の安定した生活が送れるように支援させていただきます。	1,000万円	10年
栗原市のぞみローン	宮城県栗原市と当金庫が提携し、同市に住所を有する方を対象に、多重債務の整理等に要する資金にご利用いただけます。	1,000万円	10年
カードローン しんきんきゃつする900	主婦、パート、アルバイトの方もご利用いただける、お使いみち自由なカードローンです。パソコン、スマートフォン等から簡単にお申込みいただけます。WEB 完結でご利用いただけます。	900万円	5年ごとの 自動更新
子育て応援ローン	小学校入学前のお子様を養育する親権者に、必要な養育資金をご利用いただき、お子様の健全な育成を支援いたします。	100万円	10年

●事業資金

ローンの名称	特色 (内容)	最高限度額	最長期間
事業者カードローン	経営に必要な資金に何回でもご利用できる便利なカードローンです。(信用保証協会の保証を受けられる方)	2,000万円	2年
融資専用型当座貸越	当金庫が事業性を評価する中小企業者（一般法人）の方に円滑な資金繰りを応援します。	30,000万円	1年
いちしん商工ローン	事業に積極的に取り組んでいる中小企業者（法人事業者・個人事業者）の方に円滑な資金繰りを応援します。(原則無担保・第三者保証人不要)	2,000万円	手形貸付… 1年 証書貸付… 7年
農業サポートローン	営農（運転・設備）等、農業関連資金のニーズをサポートし、あすの農業を支える担い手を応援します。	1,000万円 (運転資金500万円 設備1,000万円) ※認定農業者 は3,000万円	運転資金 5年 設備資金10年
いちしん観光振興資金	金融機関提案型の県単融資制度を活用し、金利を優遇した商品です。岩手県が推進する地域資源型産業の振興、特に観光・地場産業の振興をサポートします。(岩手県信用保証協会の保証を受けられる方)	運転資金 5,000万円 設備資金 10,000万円	運転資金10年 設備資金15年

各種手数料のご案内

(2021年7月1日現在)

為替手数料

●振込手数料 (1件につき)

振込の種類	金額の区分	当金庫あて		他行あて	
		同一店内	他店あて		
窓口扱い (総合振込を含みます。)、文書扱い	3万円未満	330円	330円	660円	
	3万円以上	550円	550円	880円	
視覚障がいのある方の窓口振込 ※1	3万円未満	無料	110円	440円	
	3万円以上	無料	330円	660円	
為替自動振込	3万円未満	330円	330円	660円	
	3万円以上	550円	550円	880円	
A T M振込	当金庫カード	3万円未満	無料	440円	
		3万円以上	無料	660円	
	他行カード	3万円未満	220円	220円	550円
		3万円以上	440円	440円	770円
	現金	3万円未満	220円	220円	550円
		3万円以上	440円	440円	770円
インターネットバンキング / ファームバンキング / ホームバンキング	3万円未満	無料	110円	440円	
	3万円以上	無料	330円	660円	

※ A T M振込は、他金融機関カードをご利用の場合 A T M利用手数料が加算されます。
 ※ 1 振込依頼人が身体障がい者手帳を持参の本人名義のお振り込みに限ります。

●代金取立手数料 (1通につき)

代金取立の種類	普通扱い	個別または至急扱い
同地内(当所)	220円	-
上記以外(他所)	当金庫本支店あて	-
	他行庫あて	660円 1,100円

※同地内とは、同一手形交換所加盟金融機関の範囲とします。
 ※当金庫同一店内あての代金取立は無料です。
 ※同地内の当金庫他店間における小切手取立入金は無料です。
 ※岩手県内にある金融機関本支店で発行された「預手プラン」に係る小切手の代金取立は無料です。

●その他諸手数料 (1件あるいは1通につき)

種類	内容	手数料
他行庫あて送金手数料	1件あたり	660円
送金・振込組戻料	1件あたり	660円
振込訂正手数料	1件あたり	550円
不渡手形返却料	1件あたり	660円
取立手形組戻料	1件あたり	660円
取立手形店頭呈示料	1件あたり	660円

※ただし、上表にかかげる種類以外により 660円を超える実費を要する場合にはその実費を申し受けます。

預金関連手数料

●ダイレクトバンキングサービス手数料

種 類	内 容	月額基本料
個人インターネットバンキング (個人 I B)	1 契約あたり	無料
法人インターネットバンキング (法人 I B)	シンプルタイプ (オンラインサービス+収納サービス)	1 契約あたり 1,100円
	スタンダードタイプ (すべてのサービスを利用)	1 契約あたり 2,200円
画像認証カード・お客様カード再発行手数料	1 枚あたり	1,100円
アンサーサービス (ANSER)	1 口座あたり	1,100円
ホームバンキングサービス (H B) ※要アンサーサービス契約	1 口座あたり	無料
ファームバンキング (F B)	1 口座あたり	3,300円

※法人 I B は 1 店舗につき 1 契約となります。

●両替手数料

窓口での両替

両替枚数 (1日に両替する紙幣・硬貨の合計枚数)	手数料
100枚以下	無料
101枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚~2,000枚	880円
以降1,000枚ごと	330円加算

※給与・賞与資金の払戻しは対象外です。また、1万円札は枚数に含まれません。
 ※両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数が両替前または両替後のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。

両替機での両替

両替枚数 (1日に両替する紙幣・硬貨の合計枚数)	手数料
1枚~1,000枚	200円
1,001枚~1,500枚	300円

※給与・賞与資金の払戻しは対象外です。また、1万円札は枚数に含まれません。
 ※両替機のカードリーダーに当金庫キャッシュカードを読み込ませることにより、お1人様1日1回100枚まで無料となります。

●大量硬貨入金手数料

硬貨枚数 (1日に両替する硬貨の合計枚数)	手数料
300枚以下	無料
301枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚~2,000枚	880円
以降1,000枚ごと	330円加算

※預金・積金のご入金、振り込み、税金・各種利用料金等の納付が対象です。
 ※券金、寄付金及び義援金の振込みは含まれません。

●その他諸手数料

種 類	内 容	手 数 料
当座小切手用紙代	1冊 (50枚綴) あたり	660円
約束手形用紙代	1冊 (20枚綴) あたり	440円
為替手形用紙代	1冊 (25枚綴) あたり	550円
専用約束手形口座開設料	1口座あたり	3,300円
専用約束手形用紙代	1枚あたり	550円
自己宛小切手発行手数料 (「預手プラン」に係る発行は無料)	1枚あたり	550円
通帳または証書再発行手数料	1冊または1枚あたり	1,100円
キャッシュカード・カードローン等カード再発行手数料	1枚あたり	1,100円
残高証明書発行手数料 (継続発行分)	窓口発行 1通あたり	220円
	郵送扱い 1通あたり	660円
残高証明書発行手数料 (都度発行分)	1通あたり	440円
残高証明書発行手数料 (制定外残高証明書発行分)	1通あたり	1,100円
預金取引明細表発行手数料	1枚あたり	110円
取引証明発行手数料	1件 (照会件数) あたり	110円
(国・地方公共団体等からの取引照会に関するもの)	1枚 (証明書類) あたり	22円
ICキャッシュカード生体情報 (指静脈) 登録手数料	1枚あたり	1,100円
口座振替手数料	請求1件あたり	110円

●しんきん電子記録債権サービス手数料

種 類		インターネットをご利用の場合	窓口をご利用の場合
契約料		無 料	—
月額基本料	サービス基本料	2,200円	—
	法人IB（シンプルタイプ）をご契約の場合	1,100円	—
従量料金	発生記録（予約含む）	債務者請求方式	当金庫あて 330円 他行あて 550円
	債権者請求方式	当金庫あて	330円
		他行あて	550円
	譲渡記録（予約含む）	当金庫あて	110円
		他行あて	110円
	分割（譲渡）記録（予約含む）	当金庫あて	220円
		他行あて	220円
	開示	通常開示	無料
		特例開示	—
	残高証明書発行（都度発行）		—
残高証明書発行（定例発行）		—	
保証記録		110円	
変更記録	オンライン	110円	
	書面	—	
支払等記録（口座間送金決済以外）		110円	
支払不能情報照会		—	
承諾等		無料	
口座間送金決済		無料	

(*) システム障害時、当金庫が認めた場合に限っての随時受付となります。

融資関連手数料

●住宅ローン取扱手数料…住宅ローンご融資に伴い、取扱手数料として下記の手数をいただきます。

種 類	手 数 料	内 容
住宅ローン（有担保）取扱手数料	33,000円	不動産担保取扱手数料を含みます。
全国保証付住宅ローン取扱手数料	5,500円	別途全国保証(株)へ取扱手数料が必要となります。
当金庫住宅ローン（大黒柱ワイド）	お借入金額	1,000万円未満 2,000万円未満 3,000万円未満 3,000万円以上
		33,000円 66,000円 132,000円 198,000円
いちしん「フラット35」	融資額の1.65%	住宅金融支援機構証券化支援事業（買取型）。

●不動産担保取扱手数料…ご融資に伴い、抵当権又は根抵当権を新規設定（変更を含む）する場合は、取扱手数料として下記の手数をいただきます。

種 類	手 数 料	内 容
◎新規設定の場合		
担保権 100万円未満	5,500円	手数料は担保権の金額により異なります。
担保権 100万円以上1億円未満	11,000円	住宅ローンは除きます（住宅ローン取扱手数料をご覧ください）。
担保権 1億円以上2億円未満	22,000円	登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
担保権 2億円以上	33,000円	
◎変更の場合		
住宅ローンの担保権の場合	5,500円	(根) 抵当権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位の変更等です。
住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円	※変更の都度いただきます。
◎不動産担保調査手数料		
当金庫住宅ローン（大黒柱ワイド）	3,300円	※ただし、営業エリア外手数料（33,000円）が発生する場合には、本手数料はそれに含まれます。
当金庫の営業エリア外（遠隔地）にてご融資する場合	33,000円	※上記（新規設定の場合及び変更の場合）の不動産担保取扱手数料に追加されます。
◎債権譲渡担保取扱手数料（太陽光・風力発電設備設置に伴う）		
担保権500万円未満	22,000円	・手数料は担保権の金額により異なります。
		・司法書士等への委託手数料は含まれません。
担保権500万円以上	55,000円	※上記（新規設定の場合及び不動産担保調査手数料）の不動産担保取扱手数料に追加されます。

●証書貸付（住宅ローン含む）条件変更手数料…証書貸付の条件を変更する場合は、下記の手数をいただきます。

種 類	手 数 料	内 容
◎証書貸付条件変更手数料	5,500円	①最終期限を変更するもの。約定返済額を変更するもの。 ②債務者・保証人を変更するもの（死亡による変更を除きます）。 ③表面利率を引き下げするもの（変動金利特約に基づくものを除きます）。 ④金利条件を変更するもの（固定金利⇄変動金利に変更するもの）。 (金利選択型契約の場合を除きます) ※変更の都度いただきます

●繰上償還手数料…ご融資金の返済について、原則繰上償還は認められませんが、やむを得ない事由等で当金庫が認めた場合は、下記の手数をいただきます。

種 類	区 分	手 数 料	内 容
◎固定金利選択型住宅ローン	一部繰上償還	22,000円	固定金利特約期間内の場合に限りま
	全部繰上償還	55,000円	す。
◎上記以外	一部・全部繰上償還	3,300円	上記特約期間経過後も含みます。

●その他諸手数料

種 類	手 数 料
○融資取引明細表発行手数料（一枚あたり）	110円
○残高証明書（証明書1通につき）発行手数料	440円
○制定外残高証明書発行手数料（証明書1通につき）	1,100円
○融資証明書（証明書1通につき）発行手数料	5,500円

種 類	手 数 料
○債務保証取扱手数料（代理貸付を除く）	1,100円
○当座貸越（ABL専用型）担保管理手数料	年間5,500円
○私募債引受手数料	発行額×0.25%×1.1

この一覧表に記載した手数料には消費税等が含まれております。

資料編

● パーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項 …… 37	● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 48
● 自己資本調達手段の概要	● 貸倒引当金内訳
● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	● 貸出金償却の額 …… 48
● 信用リスクに関する事項	● 貸出金償却
● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び ● 手続きの概要	
● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の ● リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	
● 証券化エクスポージャーに関する事項	
● オペレーショナル・リスクに関する事項	
● 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7 ● 項第3号に規定する出資その他これに類するエク ● スポージャー又は株式等エクスポージャーに関す ● るリスク管理の方針及び手続きの概要	
● 金利リスクに関する事項	
● 直近の2事業年度における財産の状況に ● 関する事項 …… 40	● 自己資本の充実の状況 …… 49
● 貸借対照表	● 自己資本の構成に関する開示事項（単体）
● 損益計算書	● 自己資本の充実度に関する事項（単体）
● 剰余金処分計算書	● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみ ● なし計算が適用されるエクスポージャー及び証券 ● 化エクスポージャーを除く）（単体）
● 主要な業務の状況を示す指標 …… 44	● 信用リスク削減手法に関する事項（単体）
● 業務粗利益及び業務粗利益率	● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の ● リスクに関する事項（単体）
● 業務純益	● 証券化エクスポージャーに関する事項（単体）
● 資金運用収支の内訳	● 出資等エクスポージャーに関する事項（単体）
● 利鞘	● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク ● スポージャーに関する事項（単体）
● 利益率	
● 受取・支払利息の増減	
● 預金に関する指標 …… 44	
● 預金積金及び譲渡性預金平均残高	
● 定期預金残高	
● 貸出金等に関する指標 …… 45	
● 貸出金平均残高	
● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
● 貸出金の担保別内訳	
● 債務保証見返の担保別内訳	
● 貸出金使途別残高	
● 預貸率	
● 貸出金業種別内訳	
● 有価証券に関する指標 …… 46	
● 商品有価証券の種類別の平均残高	
● 有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均 ● 残高	
● 預証率	
● 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 … 46	
● リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の ● 引当・保全状況	
● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	
● 次に掲げるものに関する取得価額又は ● 契約価額、時価及び評価損益 …… 47	
● 有価証券	
● 金銭の信託	
● 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	

バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、お客様からお預かりする出資金により調達しております。当金庫の自己資本は、出資金、特別積立金（内部留保額）、利益準備金（法定準備金）等から構成されており下記のとおりです。その他、資本調達手段の多様化に伴い、普通出資を補完するものとして優先出資が発行できるような定款変更を行い、平成21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行うこととなっております。

発行主体	一関信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	741百万円

信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

リスク資産に対する自己資本比率は10.59%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性と安全性を十分維持しております。さらに、潜在的な金利上昇リスク、信用リスクに対しても十分カバーできる資本力を有しております。

将来の自己資本の充実を図るため、収益性を高め、出資配当金以外の収益は内部留保にまわす方針を継続しており、リスク・バッファ（余裕資本）としての自己資本額を増強しております。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「信用リスク管理要領」のなかで与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、自己査定による引当と潜在的信用リスクを過去の実績率（5年分のデータ）を元に算出した信用リスクを計量化して管理しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額から、合理的に見積もられたキャッシュフローにより、回収可能な部分を除いた残額を引当金としております。実質破綻先、破綻先については優良担保を除いた未保全額全額を引当金としております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。また、理事会、常勤理事会において、経営陣に報告する態勢を整備しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、適合格付機関の格付け（信用評価）区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用し、以下の4つの適合格付機関を採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・S & P グローバル・レーティング
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスク（取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失）を軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約頂くなど、適切な取扱いに努めております。

なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。その際信用リスク削減手法の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として、自金庫預金積金、保証として「しんきん保証基金保証」が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、「しんきん保証基金保証」は適合格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包している取引です。

当金庫では、有価証券関連取引についても、派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ありません。

なお、当金庫ではデリバティブ取引（金融派生商品取引）やオルタナティブ取引（代替的取引）を行う場合、内包するリスクを把握し投資の是非を判断しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

現在、当金庫では証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。）は保有しておりません。保有する場合には、以下のリスク管理方針等で保有することとしております。

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。）については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、余資運用有価証券等取得制限枠で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

●自己資本比率告示第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを余資運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、理事長の決済により最終決定することとしております。

また、余資運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

●証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

●信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）による評価を実施しております。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク　・S & P グローバル・レーティング　・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務、システム、法務、人的、有形資産、風評、その他のリスクとし、発生することにより当金庫に生じる損失にかかるリスクと定義しております。それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づき理事会及び常勤理事会で未然防止対策、発生時の対応方針を協議し、指示を行い態勢整備を図っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク計測には、基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における信用金庫法施行令第 11 条第 7 項第 3 号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに当たるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券への出資が該当します。そのうち上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様に、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式等への投資については、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っています。また、リスク管理の状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

- ・ **リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明**
銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。
- ・ **リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明**
管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVEを算出しており、リスク統括部である総合企画部がALM委員会に報告しております。ΔEVEについては、自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて管理していません。
- ・ **金利リスク計測の頻度**
毎月末を基準として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ **ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明**
ΔEVEが自己資本の一定割合を超過した場合は、ALM委員会にて協議のうえ、有価証券の売却等により金利リスクを削減する方針としております。

● 金利リスクの算定手法の概要

- ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示する金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなして、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2021年3月末のΔEVEは6,526百万円（前期末比+273百万円）、ΔNIIは12百万円（前期末比+3百万円）となり、大きな変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫のΔEVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

- ・ 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示事項に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

金利ショックに関する説明

主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出に当たっては、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

金利リスク計測の前提及びその意味

リスク資本配賦管理に用いるVaRは、保有期間6ヶ月、観測期間1年、信頼水準99.0%としております。リスク資本管理については、アラームポイントを設定し管理することで健全性の確保に努めています。

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月末)	2020年度 (2021年3月末)	科 目	2019年度 (2020年3月末)	2020年度 (2021年3月末)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,627	2,534	預金積金	217,226	233,423
預け金	46,958	48,557	当座預金	696	829
買入金銭債権	216	177	普通預金	101,701	116,114
金銭の信託	-	-	貯蓄預金	1,260	1,342
有価証券	84,168	92,757	通知預金	102	48
国債	2,985	2,738	定期預金	102,229	104,202
地方債	23,980	23,192	定期積金	9,784	9,370
短期社債	-	-	その他の預金	1,452	1,515
社債	48,403	54,888	譲渡性預金	-	-
株式	35	26	その他の負債	168	187
その他の証券	8,763	11,911	未決済為替借	38	42
貸出金	93,844	100,405	未払費用	55	36
割引手形	527	375	給付補填備金	4	3
手形貸付	5,610	4,403	未払法人税等	10	57
証書貸付	80,532	88,910	前受収益	24	18
当座貸越	7,173	6,715	払戻未済金	9	3
その他の資産	1,559	1,426	払戻未済持分	-	-
未決済為替貸	23	21	その他の負債	25	25
信金中金出資金	910	910	退職給付引当金	-	-
前払費用	-	-	役員退職慰労引当金	69	48
未収収益	267	299	その他の引当金	44	42
その他の資産	357	194	繰延税金負債	326	345
有形固定資産	1,048	1,063	債務保証	332	452
建物	396	381	負債の部合計	218,168	234,500
土地	472	472	(純資産の部)		
リース資産	-	-	出資金	740	741
建設仮勘定	-	-	普通出資金	740	741
その他の有形固定資産	179	209	優先出資金	-	-
無形固定資産	35	56	優先出資申込証拠金	-	-
ソフトウェア	20	40	資本剰余金	-	-
リース資産	-	-	資本準備金	-	-
その他の無形固定資産	15	15	その他資本剰余金	-	-
前払年金費用	382	387	利益剰余金	11,050	11,356
繰延税金資産	-	-	利益準備金	701	721
債務保証見返	332	452	その他利益剰余金	10,348	10,634
貸倒引当金	△ 499	△ 476	特別積立金	9,745	9,945
(うち一般貸倒引当金)	(△ 176)	(△ 160)	当期末処分剰余金	602	689
(うち個別貸倒引当金)	(△ 323)	(△ 316)	処分未済持分	△ 0	△ 0
その他の引当金	-	-	会員勘定合計	11,790	12,097
			その他有価証券評価差額金	715	743
			評価・換算差額等合計	715	743
資産の部合計	230,674	247,341	純資産の部合計	12,505	12,840
			負債及び純資産の部合計	230,674	247,341

● 貸借対照表の注記

〔貸借対照表注記〕

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 34年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額をしております。
- (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は475百万円であります。
- (7) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理 |
- ただし、当事業年度末においては、年金資産の見込額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した金額を超過しているため、当該超過額を「前払年金費用」として387百万円計上しており、退職給付引当金を計上しておりません。
- (8) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649 百万円 |
| 差引額 | △142,668 百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合（自令和2年3月1日至令和2年3月31日）
- 0.0848%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であります。当金庫には、当事業年度の財務諸表上において、当該償却を充てられる特別掛金はありません。
- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生しているとして認められる額を計上しております。
- (10) 負債の部に計上した「その他の引当金」には、負債計上を中止した預金に認める預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を含めて表示しております。
- (11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (12) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|---------|
| 貸倒引当金 | 476 百万円 |
|-------|---------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として（6）に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (13) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | －百万円 |
| (14) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 | －百万円 |
| (15) 子会社等の株式又は出資金の総額 | －百万円 |
| (16) 子会社等に対する金銭債権総額 | －百万円 |
| (17) 子会社等に対する金銭債務総額 | －百万円 |
| (18) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,596 百万円 |
| (19) 有形固定資産の圧縮記帳額 | 83 百万円 |
- (20) 貸出金のうち、破綻先債権額は21百万円、延滞債権額は1,165百万円あります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じてい

- る貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (21) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は20百万円あります。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (22) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は100百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (23) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,208百万円あります。
- なお、(20)から(23)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (24) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保とすることで自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は375百万円あります。
- (25) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 為替決済の担保として定期預金4,000百万円、日本銀行蔵入代理店等取引に対する担保として有価証券200百万円を差し入れております。
- (26) 出資1口当たりの純資産額8,659円84銭
- (27) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に関する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 利率が為替レートに連動して決定される債券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (I) 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか法人営業部により行われ、また、定期的に経営陣による審査や理事会を開催し、審査・報告を行っております。
- 与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- (II) 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程（統合的リスクの管理手法等）において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、個別銘柄の市場価格や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場及びに係る定量的情報
- 当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当金庫のV a Rは分散共分散法（保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間240営業日）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で、当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で1,918,682千円です。
- ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- なお、当金庫では、算出したリスク量と実際の評価損益を比較するバックテストを実施し算出に使用したモデルの妥当性を確認しております。実際の評価損益がV a Rを超過した回数が、モデルに問題ないと認められる回数以上発生した場合には、超過回数に応じたマルチプリケーションファクターによる掛目を乗じて、リスク量を補正しております。
- (III) 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (IV) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

(28) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目(総資産の1%以内)については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	48,557	48,624	67
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,003	6,922	919
その他の有価証券	86,743	86,743	-
(3) 貸出金(*1)	100,405		
貸倒引当金(*2)	△476		
	99,928	102,724	2,796
金融資産計	241,233	245,015	3,782
(1) 預金積金(*1)	233,423	233,450	26
金融負債計	233,423	233,450	26

(*1) 預け金(仕組預け金を除く)、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(29)から(31)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	-
関連法人等株式(*)	-
非上場株式(*)	10
合 計	10

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	38,557	10,000	-	-
有価証券	10,986	28,785	20,483	31,394
満期保有目的の債券	-	500	-	5,500
その他の有価証券のうち 満期があるもの	10,986	28,285	20,483	25,894
貸出金(*2)	14,897	31,266	29,129	18,059
合 計	64,440	70,051	49,612	49,453

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他有利負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
借入金	-	-	-	-
預金積金(*)	221,260	11,809	0	353
合 計	221,260	11,809	0	353

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(29) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(31)まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,803	2,098	295
	地方債	3,700	4,314	614
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	500	509	9
	小 計	6,003	6,922	919
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		6,003	6,922	919

その他の有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15	7	7
	債券	63,175	62,161	1,014
	国債	930	802	127
	地方債	19,492	19,151	342
	短期社債	-	-	-
	社債	42,753	42,207	545
その他	8,904	8,730	174	
	小 計	72,096	70,899	1,196
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	12,140	12,216	△76
	国債	5	5	△0
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	12,134	12,211	△76
その他	2,506	2,600	△93	
	小 計	14,647	14,816	△169
合 計		86,743	85,716	1,027

(30) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(31) 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	-
債券	389	33	48
国債	237	33	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	151	-	48
その他	-	-	-
合 計	390	33	48

(32) 子会社でありました「株式会社関信ビジネスサービス」は、当事業年度中に解散し、清算を結了しております。

(33) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,328百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,271百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎)に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(34) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	87百万円
貸出金償却否認額	23
減価償却損金算入限度超過額	27
減損損失否認	24
役員退職慰労引当金	13
その他	40
繰延税金資産小計	216
評価性引当額	171
繰延税金資産合計	45
繰延税金負債	
前払年金費用	107
その他の有価証券評価差額金	284
繰延税金負債合計	391
繰延税金負債の純額	345百万円

(35) 表示方法の変更

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

損益計算書 (単位：千円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日~ 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)
経常収益	2,767,042	2,806,082
資金運用収益	2,406,030	2,398,095
貸出金利息	1,537,287	1,531,776
預け金利息	63,529	46,722
有価証券利息配当金	781,552	796,089
その他の受入利息	23,660	23,506
役務取引等収益	317,886	310,393
受入為替手数料	162,858	156,901
その他の役務収益	155,027	153,491
その他業務収益	25,534	62,052
外国為替売買益	131	-
国債等債券売却益	-	33,042
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	25,402	29,010
その他経常収益	17,591	35,541
貸倒引当金戻入益	-	4,293
償却債権取立益	9,002	24,048
株式等売却益	-	54
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	8,588	7,145
経常費用	2,542,556	2,420,166
資金調達費用	40,974	36,274
預金利息	38,366	33,431
給付補填備金繰入額	2,608	2,843
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	280,164	272,704
支払為替手数料	25,755	24,672
その他の役務費用	254,409	248,031
その他業務費用	29,813	48,972
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	48,754
国債等債券償還損	29,484	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	329	217
経費用	2,079,822	2,045,592
人件費用	1,268,130	1,240,266
物件費用	773,568	768,564
税金	38,124	36,760
その他経常費用	111,781	16,623
貸倒引当金繰入額	80,892	-
貸出金償却	782	-
株式等売却損	403	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	313	268
その他の経常費用	29,389	16,355

●監査法人による外部監査を受けております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、2019年度はEY新日本有限責任監査法人の監査を受け、2020年度は北光監査法人の監査を受けております。

科 目	2019年度 (2019年4月1日~ 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)
経常利益	224,485	385,915
特別利益	-	18,023
固定資産処分益	-	-
子会社清算益	-	18,023
その他の特別利益	-	-
特別損失	232	274
固定資産処分損	232	274
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	224,252	403,665
法人税、住民税及び事業税	28,147	75,133
法人税等調整額	4,688	8,508
法人税等合計	32,836	83,642
当期純利益	191,416	320,022
繰越金(当期首残高)	411,529	369,090
当期末処分剰余金	602,945	689,112

(注) (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 子会社との取引による収益総額 18,353千円
子会社との取引による費用総額 19,500千円
(3) 出資1口当たり当期純利益金額 215円69銭

剰余金処分計算書 (単位：千円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日~ 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)
当期末処分剰余金	602,945	689,112
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	233,855	235,223
利益準備金	19,141	20,459
普通出資に対する配当金 (配当率・年)	14,714 (2.0%)	14,763 (2.0%)
特別積立金	200,000	200,000
繰越金(当期末残高)	369,090	453,889

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021年6月21日

一関信用金庫
理事長

千葉 一郎

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率 (単位：百万円、%)

区 分	2019年度	2020年度
業務粗利益	2,398	2,412
資金運用収支	2,365	2,361
資金運用収益	2,406	2,398
資金調達費用	40	36
役務取引等収支	37	37
役務取引等収益	317	310
役務取引等費用	280	272
その他の業務収支	▲ 4	13
その他業務収益	25	62
その他業務費用	29	48
業務粗利益率	1.04%	0.99%

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益 (単位：千円)

区 分	2019年度	2020年度
業務純益	301,310	389,109
実質業務純益	324,867	389,109
コア業務純益	354,351	404,821
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	293,611	377,391

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用
業務費用には一般貸倒引当金繰入額を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘 (単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
総資金利鞘	0.09%	0.11%
資金運用利回	1.04%	0.98%
資金調達原価率	0.95%	0.87%

(注) 1. 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率
2. 資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平残×100
3. 資金調達原価率=(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費)/資金調達勘定平残×100

受取・支払利息の増減 (単位：千円)

区 分	2019年度		2020年度		2020年度	
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息合計	175,078	△72,451	102,626	111,150	△ 119,086	△ 7,935
うち貸出金	153,459	△140,327	13,131	62,277	△ 67,788	△ 5,511
うち預け金	△9,699	△2,352	△12,052	6,599	△ 23,406	△ 16,806
うち有価証券	29,434	71,588	101,022	42,830	△ 28,293	14,537
支払利息合計	812	△5,288	△4,475	2,436	△ 7,136	△ 4,699
うち預金積金	812	△5,288	△4,475	2,436	△ 7,136	△ 4,699
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率」に合算しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
流動性預金	108,097	122,790
うち有利息預金	97,488	108,615
定期性預金	113,306	112,112
うち固定金利定期預金	103,111	102,589
うち変動金利定期預金	48	44
その他	624	660
小計	222,028	235,564
譲渡性預金	-	-
合計	222,028	235,564

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用収支の内訳 (単位：平均残高=百万円、利息=千円、利回=%)

区 分		2019年度	2020年度
		平均残高	229,592
資金運用勘定	利息	2,406,030	2,398,095
	利回	1.04	0.98
うち貸出金	平均残高	91,022	94,712
	利息	1,537,287	1,531,776
	利回	1.68	1.61
	平均残高	53,591	59,184
うち預け金	利息	63,529	46,722
	利回	0.11	0.07
	平均残高	83,847	88,442
	利息	781,552	796,089
うち有価証券	利回	0.93	0.90
	平均残高	222,028	235,564
資金調達勘定	利息	40,974	36,274
	利回	0.01	0.01
	平均残高	222,028	235,564
	利息	40,974	36,274
うち預金積金	利回	0.01	0.01
	平均残高	-	-
うち譲渡性預金	利息	-	-
	利回	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度90百万円、2020年度104百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率 (単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.09%	0.15%
総資産当期純利益率	0.08%	0.12%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高 (単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
割引手形	423	547
手形貸付	4,873	4,218
証書貸付	79,164	84,050
当座貸越	6,561	5,895
合 計	91,022	94,712

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
貸 出 金	93,844	100,405
うち 固定金利	70,290	72,509
うち 変動金利	23,554	27,896

貸出金の担保別内訳 (単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,123	1,101
有 価 証 券	—	—
動 産	63	40
不 動 産	18,064	17,906
そ の 他	20	15
計	19,271	19,063
信用保証協会・信用保険	21,119	29,726
保 証	27,426	5,679
信 用	26,205	45,936
合 計	93,844	100,405

債務保証見返の担保別内訳 (単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	50	50
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	78	50
そ の 他	—	—
計	128	100
信用保証協会・信用保険	5	1
保 証	—	—
信 用	198	350
合 計	332	452

貸出金使途別残高 (単位: 百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	52,024	55.44%	52,023	51.81%
運転資金	41,819	44.56%	48,381	48.19%
合 計	93,844	100.00%	100,405	100.00%

預貸率 (単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
貸 出 金 残 高 (A)	93,844	100,405
預 金 残 高 (B)	217,226	233,423
貸 出 金 平 均 残 高 (C)	91,022	94,712
預 金 平 均 残 高 (D)	222,028	235,564
預 貸 率 残 高 (A) / (B)	43.20%	43.01%
預 貸 率 期中平残 (C) / (D)	40.99%	40.21%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金業種別内訳 (単位: 先・百万円)

業種区分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	140	4,891	5.2%	149	6,176	6.2%
農 業、林 業	43	206	0.2%	45	349	0.3%
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1,180	1.2%	3	918	0.9%
建設業	294	6,587	7.0%	311	8,436	8.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	12	740	0.7%	15	869	0.9%
情報通信業	2	1,310	1.3%	4	1,326	1.3%
運輸業、郵便業	51	2,542	2.7%	55	3,245	3.2%
卸売業、小売業	287	7,851	8.3%	303	9,404	9.4%
金融業、保険業	10	6,437	6.8%	9	6,125	6.1%
不動産業	215	13,117	13.9%	215	13,294	13.2%
物品賃貸業	7	22	0.0%	8	71	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業	20	234	0.2%	22	307	0.3%
宿泊業	15	695	0.7%	17	785	0.8%
飲食業	130	897	0.9%	144	1,327	1.3%
生活関連サービス業、娯楽業	140	1,521	1.6%	145	1,962	2.0%
教育、学習支援業	7	203	0.2%	5	200	0.2%
医療、福祉	86	6,150	6.5%	83	5,911	5.9%
その他のサービス	90	648	0.6%	99	1,198	1.2%
小 計	1,552	55,239	58.8%	1,632	61,912	61.7%
地方公共団体	6	15,984	17.0%	6	16,543	16.5%
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,918	22,620	24.1%	7,301	21,949	21.9%
合 計	9,476	93,844	100.0%	8,939	100,405	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円)

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均残高 (単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	残高合計	平均残高
国債	2019年度	—	—	—	5	—	2,980	—	2,985	2,815
	2020年度	—	—	5	—	—	2,733	—	2,738	2,705
地方債	2019年度	588	11,883	775	760	1,132	8,840	—	23,980	23,612
	2020年度	5,627	6,528	762	747	1,120	8,406	—	23,192	23,106
短期社債	2019年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2019年度	3,300	13,075	3,594	2,664	9,393	16,375	—	48,403	47,448
	2020年度	4,947	9,843	5,438	7,993	7,397	19,268	—	54,888	50,583
株式	2019年度	—	—	—	—	—	—	35	35	30
	2020年度	—	—	—	—	—	—	26	26	27
外国証券	2019年度	1,699	699	2,904	196	—	1,492	—	6,993	7,006
	2020年度	501	3,307	2,026	1,329	1,329	1,363	—	9,857	10,006
その他の証券	2019年度	—	620	292	—	819	—	36	1,770	2,933
	2020年度	—	—	1,154	525	335	—	38	2,053	2,013
合計	2019年度	5,588	26,278	7,567	3,626	11,346	29,689	71	84,168	83,847
	2020年度	11,076	19,680	9,386	10,595	10,183	31,771	64	92,757	88,442

預証率 (単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
有価証券残高 (A)	84,168	92,757
預金残高 (B)	217,226	233,423
有価証券平均残高 (C)	83,847	88,442
預金平均残高 (D)	222,028	235,564
預証率		
残高 (A) / (B) (%)	38.74%	39.73%
期中平残 (C) / (D) (%)	37.76%	37.54%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金残高} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
破綻先債権額 (A)	22	21
延滞債権額 (B)	1,161	1,165
合計 (C) = (A) + (B)	1,183	1,187
担保・保証額 (D)	846	858
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	337	328
個別貸倒引当金 (F)	323	316
引当率 (G) = (F) / (E) (%)	95.86%	96.38%
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	48	20
貸出条件緩和債権額 (I)	—	—
合計 (J) = (H) + (I)	48	20
担保・保証額 (K)	43	20
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	5	0
貸倒引当金 (M)	0	0
引当率 (N) = (M) / (L) (%)	6.38%	83.20%

リスク管理債権合計額 (C) + (J) 1,232 1,208

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- (1) 更生手続開始の申立てがあった債務者
- (2) 再生手続開始の申立てがあった債務者
- (3) 破産手続開始の申立てがあった債務者
- (4) 特別清算開始の申立てがあった債務者
- (5) 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- (1) 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- (2) 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)は、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	232	228
危険債権	951	961
要管理債権	48	21
金融再生法上の不良債権 (A)	1,232	1,210
正常債権	93,025	99,745
合 計	94,257	100,955
保全額 (B)	1,213	1,198
貸倒引当金 (C)	323	317
担保・保証等 (D)	889	881
保全率 (B) / (A) (%)	98.44%	99.01%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	94.39%	96.37%

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

有価証券 (単位:百万円)

① 売買目的有価証券

該当ございません。

② 満期保有目的の債券

種 類	2019年度			2020年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,803	2,123	320	1,803	2,098	295
	地 方 債	3,700	4,342	641	3,700	4,314	614
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	500	508	8	500	509	9
小 計	6,003	6,974	970	6,003	6,922	919	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
合 計	6,003	6,974	970	6,003	6,922	919	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

④ その他有価証券

種 類	2019年度			2020年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	10	4	6	15	7	7
債 券	52,791	51,585	1,205	63,175	62,161	1,014
国 債	1,177	1,007	170	930	802	127
地 方 債	20,279	19,732	547	19,492	19,151	341
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	31,334	30,845	488	42,753	42,207	545
そ の 他	4,515	4,429	85	8,904	8,730	174
小 計	57,316	56,019	1,296	72,096	70,899	1,196
株 式	3	4	△ 0	—	—	—
債 券	17,074	17,232	△ 157	12,140	12,216	△ 76
国 債	5	5	△ 0	5	5	△ 0
地 方 債	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	17,069	17,226	△ 157	12,134	12,211	△ 76
そ の 他	3,748	3,900	△ 151	2,506	2,600	△ 93
小 計	20,827	21,136	△ 309	14,647	14,816	△ 169
合 計	78,143	77,156	987	86,743	85,716	1,027

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	10	10
合 計	20	10

金銭の信託 (単位:百万円)

- ① 運用目的の金銭の信託
該当ございません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当ございません。
- ③ その他の金銭の信託
該当ございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳 (単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2019年度	152	176	—	※ 152	176 ※洗替えによる取崩額
	2020年度	176	160	—	※ 176	160 ※洗替えによる取崩額
個別貸倒引当金	2019年度	267	323	1	※ 266	323 ※洗替えによる取崩額
	2020年度	323	316	18	※ 305	316 ※洗替えによる取崩額
合 計	2019年度	419	499	1	418	499
	2020年度	499	476	18	481	476

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却の額

貸出金償却 (単位:百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却額	0	—

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項(単体) (単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,776	12,082
うち、出資金及び資本剰余金の額	740	741
うち、利益剰余金の額	11,050	11,356
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	197	195
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	197	195
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	11,974	12,278
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	25	40
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	25	40
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	276	280
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	302	320
自己資本		
自己資本の額(イ) - (ロ) (ハ)	11,671	11,957
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	103,475	108,268
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,396	△6,095
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,396	△6,095
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,511	4,581
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	107,987	112,849
自己資本比率		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	10.80%	10.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項（単体）（単位：百万円）

項 目	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	103,475	4,139	108,268	4,330
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	109,690	4,387	114,083	4,563
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	852	34	949	37
地方三公社向け	94	3	90	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,972	358	8,625	345
法人等向け	40,154	1,606	44,766	1,790
中小企業等向け及び個人向け	13,619	544	10,465	418
抵当権付住宅ローン	1,662	66	1,662	66
不動産取得等事業向け	1,372	54	1,193	47
3ヵ月以上延滞等	163	6	115	4
取立未済手形	4	0	4	0
信用保証協会等による保証付	975	39	1,795	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	37	1	26	1
出資等のエクスポージャー	37	1	26	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	41,780	1,671	44,389	1,775
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	33,716	1,348	33,965	1,358
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	939	37	939	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	35	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,124	284	9,447	377
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	181	7	255	10
ルック・スルー方式	181	7	255	10
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,396	△ 255	△ 6,095	△ 243
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	24	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,511	181	4,581	184
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	107,987	4,320	112,849	4,514

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>
 $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
 6. オフ・バランスを含む。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）(単体)（単位：百万円）

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
		エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		現金・預け金他			
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国	内	221,040	234,798	94,342	101,044	75,651	81,232	51,046	52,521	259	179
国	外	7,111	9,847	—	—	7,111	9,847	—	—	—	—
地 域 別 合 計		228,152	244,646	94,342	101,044	82,763	91,080	51,046	52,521	259	179
製 造 業		12,919	14,115	5,104	6,499	7,815	7,615	—	—	13	0
農 業、 林 業		299	472	299	472	—	—	—	—	—	—
漁 業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,180	918	1,180	918	—	—	—	—	—	—
建 設 業		7,489	9,213	7,088	8,913	400	300	—	—	53	52
電気・ガス・熱供給・水道業		8,279	8,906	747	876	7,531	8,030	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,611	2,725	1,310	1,326	300	1,399	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		11,445	12,239	2,597	3,292	8,847	8,946	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業		9,801	12,021	8,199	9,716	1,602	2,304	—	—	24	3
金 融 業、 保 険 業		77,870	83,918	6,567	6,247	24,006	28,976	47,296	48,694	—	—
不 動 産 業		15,716	17,119	13,644	13,862	2,072	3,256	—	—	16	—
物 品 質 貸 業		1,223	1,974	22	71	1,200	1,902	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		292	359	292	359	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		705	793	705	793	—	—	—	—	53	39
飲 食 業		1,088	1,498	1,088	1,498	—	—	—	—	10	9
生活関連サービス業、娯楽業		1,828	2,243	1,828	2,243	—	—	—	—	16	16
教 育、 学 習 支 援 業		216	212	216	212	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉		6,427	6,189	6,427	6,189	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,028	1,722	785	1,328	234	385	8	8	—	—
国・地方公共団体等		44,763	44,548	16,007	16,585	28,751	27,962	5	—	—	—
個 人		20,226	19,633	20,226	19,633	—	—	—	—	71	56
そ の 他		3,736	3,819	—	—	—	—	3,736	3,819	—	—
業 種 別 合 計		228,152	244,646	94,342	101,044	82,763	91,080	51,046	52,521	259	179
1 年 以 下		53,938	46,241	12,888	11,980	4,856	10,236	36,192	24,024	—	—
1 年 超 3 年 以 下		28,793	33,456	5,197	5,716	23,595	17,739	—	10,000	—	—
3 年 超 5 年 以 下		15,006	15,887	9,198	9,192	5,808	6,694	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		11,969	16,701	9,387	7,930	2,582	8,771	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		29,092	35,924	20,419	28,305	8,673	7,619	—	—	—	—
10 年 超		73,034	76,569	36,754	37,505	36,276	39,061	3	3	—	—
期間の定めのないもの		16,316	19,865	496	413	969	958	14,850	18,493	—	—
残 存 期 間 別 合 計		228,152	244,646	94,342	101,044	82,763	91,080	51,046	52,521	259	179

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には「現金」「固定資産」等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

48ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期中の増減額		期末残高		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
製造業	0	△ 3	38	35	—	—
農 業、林 業	0	4	—	4	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2	7	26	34	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	60	△ 42	134	92	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	△ 1	6	46	53	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	0	23	58	82	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	1	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	△ 2	0	2	2	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	△ 2	△ 2	13	10	—	—
合 計	56	△ 6	323	316	0	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	58,575	—	62,623
10%	—	9,351	—	10,205
20%	1,003	45,665	2,607	43,598
35%	—	4,752	—	4,748
50%	29,347	133	32,659	104
75%	—	13,059	—	8,045
100%	5,510	39,955	7,817	51,039
150%	—	46	—	25
200%	—	—	—	—
250%	—	9,222	—	9,536
1,250%	—	—	—	—
小 計	35,861	180,762	43,083	189,928
その他	—	—	—	—
合 計	35,861	180,762	43,083	189,928

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項（単体）（単位：百万円）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,117	2,805	8,211	6,095	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体）

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項（単体）

該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項（単体）（単位：百万円）

①貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	50	50	53	53
非上場株式等	929	—	929	—
合 計	979	50	983	53

（注）その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資金は、非上場株式等に含めております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2019年度	2020年度
売却益	—	0
売却損	0	—
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2019年度	2020年度
評価損益	12	16

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2019年度	2020年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（単体）（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,700	2,000
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

■子会社の状況

株式会社関信ビジネスサービスは、2020年度中に解散し、清算終了となりましたため、2021年3月末時点で連結対象子会社はございません。

用語解説集

自己資本関係

用 語	解 説
1 ポートフォリオ	金融資産の総称。
2 エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3 ソプリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソプリンといいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされているもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
4 抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいて、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
5 不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては) 不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
6 ルック・スルー方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、一定の要件を満たす場合に、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式です。
7 オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
8 基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%として算出されます。
9 リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額を指します。
10 所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
11 総所要自己資本額	リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
12 単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)として算出されます。
13 繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

信用リスク関係

14 クレジットポリシー	与信業務の基本的な基本理念や手続き等を明示したものを指します。
15 信用リスク	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化や倒産等から金融機関の資産価値が消滅し、金融機関が損失を被るリスク、および保有有価証券等の資産価値が減少もしくは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
16 信用集中リスク	当金庫における信用集中リスクとは、与信額上位20先の大口先(要管理先以下)において、担保・確実な保証、個別貸倒引当金を差引いた残額が損失となった場合のリスク量を指します。
17 リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
18 A L M	A L M (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理手法を指します。
19 適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
20 信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(預金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
21 モンテカルロシミュレーション法	本アプローチは、リスクファクターの変動を乱数を用いてシミュレート計算し、リスクファクターの変動が実現したと仮定した場合に、保有資産等から発生する損益を把握した上でVaRを計算する方法です。

市場リスク関係

22 市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
23 価格変動リスク	価格変動リスクとは、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。当金庫では、A L M委員会を設置し、経済情勢、金利動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、価格変動リスクの管理を行っています。
24 派生商品取引	デリバティブ取引ともいいます。有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
25 長期決済期間取引	長期決済期間取引とは、有価証券等の特定日から受渡し、または決済の期日までの期間が一定の期間を越える取引をいいます。
26 証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産を指します。
27 オリジネーター	原資産の保有者を指します。
28 VaR	Value at Risk(バリュー・アット・リスク)。将来の特定の期間内にある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。

金利リスク関係

29	コア預金	明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことを指します。
30	金利ショック	金利変化（衝撃）のことで、上下100ベース・ポイント（1.0%）の平行移動などの算出方法があります。
31	△EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額
32	△NII	金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益（NII:Net Interest Income）の減少額
33	IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうちトレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。
34	ストレステスト	例外的だが、蓋然性のある事象が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

オペレーショナル・リスク関係

35	事務リスク	事務リスクとは、役職員が事務作業を行うに際して、正確性を欠く、または作業を怠ったり失念したりすること、もしくは不正な行動をすることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務取扱いであるとの認識に立ち、規程や事務取扱要領を整備しております。また、監査部による臨店監査を通じた内部監査強化により相互牽制体制を構築して事故の未然防止について万全の体制をとっております。さらに事務部による臨店指導や内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。
36	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳ファイル・通信回線などの二重化およびバックアップセンターの設置等、災害発生時等に対するオンラインシステム確保にも万全を期しております。また、当金庫内、パソコンネットワークについては、「セキュリティポリシー」の作成等、顧客データについて厳正な情報管理を行うなど、システムリスクに対する十分な管理態勢を確保しています。
37	風評リスク	風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク等緊急時対応マニュアル」を作成してすべての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情・インターネット上の風評関連情報をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しています。
38	法務リスク	法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に関わる法令および金庫内規程等に違反する行為等（法令遵守違反行為等）により金庫の信用低下や損失を被るリスクをいいます。
39	有形固定資産リスク	有形固定資産リスクとは、災害その他の事象により生じる有形固定資産の毀損・損害リスクをいいます。
40	人的リスク	人的リスクとは、人事運用上の不公平・不公正や威圧的行為（パワーハラスメント等）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害をいいます。
41	その他のリスク	その他のリスクとは、上記のどのカテゴリーにも属さない不測のリスクをいいます。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体（信用金庫法施行規則第 132 条における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	13
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	13
(3) 事務所の名称及び所在地	13
2. 金庫の主要な事業の内容	15
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標	5
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	44
イ. 業務純益	44
ウ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	44
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	44
オ. 受取利息及び支払利息の増減	44
カ. 総資産経常利益率	44
キ. 総資産当期純利益率	44
② 預金に関する指標	44
③ 貸出金等に関する指標	45
④ 有価証券に関する指標	46
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	24
(2) 法令遵守の体制	20
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～8
(4) 金融 ADR 制度への対応	23
5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	40～43
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	46
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	27, 37～39, 49～53
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	47～48
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
(6) 貸出金償却の額	48
(7) 金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	43
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	14

金融再生法第 7 条に基づく開示項目

資産査定公表（金融再生法に基づく開示債権）	47
-----------------------	----

金融庁告示で定める開示項目一覧

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項（告示）

自己資本の構成に関する開示事項：単体（第 2 条第 2 項）	49
定性的開示事項：単体（第 2 条第 3 項）	
1. 自己資本調達手段の概要	37
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	37
3. 信用リスクに関する事項	37
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	37
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	37
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	38
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	38
8. 信用金庫法施行令第 11 条第 7 項第 3 号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	38
9. 金利リスクに関する事項	39
定量的開示事項：単体（第 2 条第 4 項）	
1. 自己資本の充実度に関する事項	50
2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	51
3. 信用リスク削減手法に関する事項	53
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	53
6. 出資等エクスポージャーに関する事項	53
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	53
8. 金利リスクに関する事項	27



あなたとまちとフェイスtoフェイス
☺☺ **Face to Face**

●企画・編集●

〒021-0024 岩手県一関市幸町5番5号 Tel.0191 (23) 6111〈代表〉 一関信用金庫〈総合企画部〉
ホームページ<http://ichinoseki-shinkin.jp/>

●印刷●

〒021-8686 岩手県一関市南新町60 Tel.0191 (26) 5111〈代表〉 株式会社 岩手日日新聞社